資料2

令和2年度保険料率について

全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

令和元年9月10日
第99回運営委員会資料

協会けんぽ（医療分）の平成30年度決算を足元とした収支見通し（令和１年９月試算）について

○ 試算の趣旨

- 協会けんぽ（医療分）の平成30年度決算(注)を足元として、一定の前提のもとに機械的に試算した令和２年度から６年度までの５年間の収支見通しを、今後の協会けんぽの財政運営の議論のための基礎資料としてお示しします。

（注）令和１年7月５日公表

全国健康保険協会
協会けんぽ

1．平成30年度の協会けんぽの決算について
（令和１年７月５日公表）

協会けんぽの平成30年度の収支【医療分】

（単位：億円）

収入	保険料収入	91,429
	国庫補助等	11,850
	その他	182
	計	103,461
支出	保険給付費	60,016
	前期高齢者納付金	15,268
	後期高齢者支援金	19,516
	退職者給付拠出金	208
	その他	2,505
	計	97,513
単年度収支差		5,948
準備金残高		28,521
保険料率		10.0%

（注）協会会計と国の特別会計との合算ベースである。

2．５年収支見通し（令和２～６年度）について

○ 平成 30 年度の協会けんぽ（医療分）の決算を足元とし、一定の前提をおいて、５年間の収支見通し（機械的試算）を行った。

○ 今後の被保険者数等については、次の通りとした。

① 令和１、２年度については、協会けんぽの実績に基づいて推計を行った。

② 令和３年度以降については、「日本の将来推計人口」（平成 29 年４月 国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）を基礎として推計を行った。

○ 今後の賃金上昇率については、次の通りとした。

① 令和１、２年度については、現状の傾向が続くという前提の下、平成 30 年度決算等の直近の協会けんぽの実績から、令和１年度0.8%、２年度0.9%と見込んだ。

② 令和３年度以降については、以下の３ケースの前提をおいた。

（単位 %）

	令和3(2021)年度	4(2022)	5(2023)	6(2024)
Ⅰ 1.2%[1)]で一定	1.2	1.2	1.2	1.2
Ⅱ 0.6%[2)]で一定	0.6	0.6	0.6	0.6
Ⅲ 0.0%で一定	0.0	0.0	0.0	0.0

注：1）平均標準報酬月額（年度累計）の増減率の過去 10 年における最大値（平成 28 年４月の標準報酬月額の上限改定の影響（＋0.5%）を除く）である平成 30 年度の値。

2）平均標準報酬月額（年度累計）の増減率の過去 10 年平均（平成 28 年４月の標準報酬月額の上限改定の影響（＋0.5%）を除く）を基本としつつ、平成 21～23 年度の不況に伴う賃金水準の低下を一時的な要因とみなして除外し、過去７年平均とした。

○ 今後の医療給付費については、次の通りとした。

① 令和１、２年度の加入者一人当たり伸び率については、協会けんぽの実績から、令和１年度 2.1%、２年度 2.4%（消費税の引上げに伴う影響を含む）と見込んだ。

② 令和３年度以降の加入者一人当たり伸び率については、平成 27～30 年度（４年平均）の協会けんぽなどの次の年齢階級別医療費の伸びの平均（実績）を使用した。

（単位 %）

７５歳未満[1)]	2．1
７５歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	0．2[2)]

注：1）団塊の世代が７０歳代へ移行している影響で、７０～７４歳の年齢階級について、平均年齢が低下し１人当たり医療費が低下している。この一時的な特殊要因を除去するため、７０歳未満と７０～７４歳に分けていた１人当たり医療費を７５歳未満に改める。

2）平成 30 年度実績が平成 31 年２月までしか公表されていないため、平成 30 年度については 11 か月分の伸び▲0.3%を用いて平均を算出している。

○ 現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用した。

○ 保険料率は以下のケースについて試算を行った。

① 現在の保険料率１０%を据え置いたケース

② 均衡保険料率

③ 保険料率を引下げた複数のケース

３．試算結果の概要

○現在の保険料率（１０％）を据え置いた場合

（単位：億円）

賃金上昇率		2019年度（令和元年度）	2020（２）	2021（３）	2022（４）	2023（５）	2024（６）
Ⅰ　１．２％で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	5,300	4,700	3,300	2,800	2,100	1,600
	準備金	33,900	38,500	41,800	44,600	46,700	48,200
Ⅱ　０．６％で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	5,300	4,700	2,700	1,800	600	▲ 400
	準備金	33,900	38,500	41,200	43,000	43,600	43,100
Ⅲ　０．０％で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	5,300	4,700	2,200	700	▲ 900	▲2,500
	準備金	33,900	38,500	40,700	41,400	40,500	38,000

○均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

賃金上昇率	2020年度（令和２年度）	2021（３）	2022（４）	2023（５）	2024（６）
Ⅰ　１．２％で一定	9.5%	9.7%	9.7%	9.8%	9.8%
Ⅱ　０．６％で一定	9.5%	9.7%	9.8%	9.9%	10.0%
Ⅲ　０．０％で一定	9.5%	9.8%	9.9%	10.1%	10.3%

○均衡保険料率を踏まえ保険料率を変更した場合

①2020年度以降　9．9%　（単位：億円）

賃金上昇率		2019年度（令和元年度）	2020（2）	2021（3）	2022（4）	2023（5）	2024（6）
Ⅰ　1．2%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	5,300	3,700	2,300	1,800	1,100	600
	準備金	33,900	37,500	39,800	41,600	42,700	43,200
Ⅱ　0．6%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	5,300	3,700	1,700	800	▲ 400	▲1,400
	準備金	33,900	37,500	39,300	40,000	39,600	38,200
Ⅲ　0．0%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	5,300	3,700	1,200	▲ 300	▲1,900	▲3,400
	準備金	33,900	37,500	38,700	38,400	36,500	33,100

②2020年度以降　9．8%　（単位：億円）

Ⅰ　1．2%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	5,300	2,700	1,300	800	100	▲ 400
	準備金	33,900	36,500	37,800	38,600	38,600	38,200
Ⅱ　0．6%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	5,300	2,700	700	▲ 200	▲1,400	▲2,400
	準備金	33,900	36,500	37,300	37,000	35,600	33,200
Ⅲ　0．0%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	5,300	2,700	200	▲1,200	▲2,900	▲4,400
	準備金	33,900	36,500	36,700	35,500	32,600	28,200

③2020年度以降　9．7%　（単位：億円）

Ⅰ　1．2%で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差	5,300	1,700	300	▲ 200	▲1,000	▲1,500
	準備金	33,900	35,500	35,800	35,600	34,600	33,200
Ⅱ　0．6%で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差	5,300	1,700	▲ 300	▲1,200	▲2,400	▲3,400
	準備金	33,900	35,500	35,300	34,000	31,600	28,300
Ⅲ　0．0%で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差	5,300	1,700	▲ 800	▲2,200	▲3,900	▲5,400
	準備金	33,900	35,500	34,700	32,500	28,700	23,300

④2020年度以降　9．6%　（単位：億円）

Ⅰ　1．2%で一定	保険料率	10.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
	収支差	5,300	700	▲ 700	▲1,200	▲2,000	▲2,500
	準備金	33,900	34,500	33,800	32,600	30,600	28,200
Ⅱ　0．6%で一定	保険料率	10.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
	収支差	5,300	700	▲1,300	▲2,200	▲3,400	▲4,400
	準備金	33,900	34,500	33,300	31,100	27,700	23,300
Ⅲ　0．0%で一定	保険料率	10.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
	収支差	5,300	700	▲1,800	▲3,200	▲4,800	▲6,300
	準備金	33,900	34,500	32,700	29,500	24,700	18,400

⑤2020年度以降　9．5%　（単位：億円）

Ⅰ　1．2%で一定	保険料率	10.0%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%
	収支差	5,300	▲ 300	▲1,700	▲2,200	▲3,000	▲3,500
	準備金	33,900	33,500	31,800	29,600	26,600	23,100
Ⅱ　0．6%で一定	保険料率	10.0%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%
	収支差	5,300	▲ 300	▲2,200	▲3,200	▲4,400	▲5,300
	準備金	33,900	33,500	31,300	28,100	23,700	18,300
Ⅲ　0．0%で一定	保険料率	10.0%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%
	収支差	5,300	▲ 300	▲2,800	▲4,200	▲5,800	▲7,300
	準備金	33,900	33,500	30,800	26,600	20,800	13,500

4．試算結果

○保険料率　；１０％維持

○賃金の伸び；2021年度以降１．２％　　（単位：億円）

	区　分	2019年度（令和元年度）	2020（2）	2021（3）	2022（4）	2023（5）	2024（6）
収入	保険料収入（医療分）	96,100	99,400	99,900	100,300	100,600	100,900
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,500	12,600	12,800
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	111,300	112,200	112,900	113,400	113,900
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,200	68,600	69,000
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,100	111,300	112,300
収支差		5,300	4,700	3,300	2,800	2,100	1,600
年度末準備金残高		33,900	38,500	41,800	44,600	46,700	48,200
保険料率		10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%

○賃金の伸び；2021年度以降０．６％　　（単位：億円）

収入	保険料収入（医療分）	96,100	99,400	99,300	99,100	98,800	98,600
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,500	12,800	13,000
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	111,300	111,600	111,800	111,800	111,800
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,100	68,500	68,900
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,100	111,200	112,200
収支差		5,300	4,700	2,700	1,800	600	▲ 400
年度末準備金残高		33,900	38,500	41,200	43,000	43,600	43,100
保険料率		10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%

○賃金の伸び；2021年度以降０．０％　　（単位：億円）

収入	保険料収入（医療分）	96,100	99,400	98,700	97,900	97,100	96,200
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,600	13,000	13,200
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	111,300	111,000	110,700	110,200	109,600
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,100	68,400	68,800
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,000	111,100	112,000
収支差		5,300	4,700	2,200	700	▲ 900	▲ 2,500
年度末準備金残高		33,900	38,500	40,700	41,400	40,500	38,000
保険料率		10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%

○保険料率　；均衡保険料率

○賃金の伸び；2021年度以降１．２％　　（単位：億円）

	区　分	2019年度（令和元年度）	2020（2）	2021（3）	2022（4）	2023（5）	2024（6）
収入	保険料収入（医療分）	96,100	94,700	96,600	97,500	98,600	99,400
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,500	12,600	12,800
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	106,700	108,900	110,100	111,300	112,300
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,200	68,600	69,000
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,100	111,300	112,300
収支差		5,300	0	0	0	0	0
年度末準備金残高		33,900	33,900	33,900	33,900	33,900	33,900
保険料率		10.0%	9.5%	9.7%	9.7%	9.8%	9.8%

○賃金の伸び；2021年度以降０．６％　　（単位：億円）

収入	保険料収入（医療分）	96,100	94,700	96,600	97,300	98,300	99,000
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,500	12,800	13,000
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	106,700	108,900	110,100	111,200	112,200
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,100	68,500	68,900
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,100	111,200	112,200
収支差		5,300	0	0	0	0	0
年度末準備金残高		33,900	33,900	33,900	33,900	33,900	33,900
保険料率		10.0%	9.5%	9.7%	9.8%	9.9%	10.0%

○賃金の伸び；2021年度以降０．０％　　（単位：億円）

収入	保険料収入（医療分）	96,100	94,700	96,500	97,200	98,000	98,700
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,600	13,000	13,200
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	106,700	108,900	110,000	111,100	112,000
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,100	68,400	68,800
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,000	111,100	112,000
収支差		5,300	0	0	0	0	0
年度末準備金残高		33,900	33,900	33,900	33,900	33,900	33,900
保険料率		10.0%	9.5%	9.8%	9.9%	10.1%	10.3%

○保険料率　；2020年度以降９．９％

○賃金の伸び；2021年度以降１．２％

（単位：億円）

	区　分	2019年度（令和元年度）	2020（2）	2021（3）	2022（4）	2023（5）	2024（6）
収入	保険料収入（医療分）	96,100	98,400	98,900	99,300	99,600	99,900
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,500	12,600	12,800
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	110,400	111,200	111,900	112,400	112,900
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,200	68,600	69,000
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,100	111,300	112,300
収支差		5,300	3,700	2,300	1,800	1,100	600
年度末準備金残高		33,900	37,500	39,800	41,600	42,700	43,200
保険料率		10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%

○賃金の伸び；2021年度以降０．６％

（単位：億円）

収入	保険料収入（医療分）	96,100	98,400	98,300	98,100	97,800	97,600
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,500	12,800	13,000
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	110,400	110,600	110,800	110,800	110,800
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,100	68,500	68,900
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,100	111,200	112,200
収支差		5,300	3,700	1,700	800	▲ 400	▲ 1,400
年度末準備金残高		33,900	37,500	39,300	40,000	39,600	38,200
保険料率		10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%

○賃金の伸び；2021年度以降０．０％

（単位：億円）

収入	保険料収入（医療分）	96,100	98,400	97,700	96,900	96,100	95,300
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,600	13,000	13,200
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	110,400	110,100	109,700	109,200	108,600
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,100	68,400	68,800
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,000	111,100	112,000
収支差		5,300	3,700	1,200	▲ 300	▲ 1,900	▲ 3,400
年度末準備金残高		33,900	37,500	38,700	38,400	36,500	33,100
保険料率		10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%

○保険料率　；2020年度以降９．８％

○賃金の伸び；2021年度以降１．２％　　（単位：億円）

	区　分	2019年度（令和元年度）	2020（2）	2021（3）	2022（4）	2023（5）	2024（6）
収入	保険料収入（医療分）	96,100	97,400	97,900	98,300	98,600	98,900
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,500	12,600	12,800
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	109,400	110,200	110,900	111,400	111,900
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,200	68,600	69,000
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,100	111,300	112,300
収支差		5,300	2,700	1,300	800	100	▲ 400
年度末準備金残高		33,900	36,500	37,800	38,600	38,600	38,200
保険料率		10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%

○賃金の伸び；2021年度以降０．６％　　（単位：億円）

収入	保険料収入（医療分）	96,100	97,400	97,300	97,100	96,900	96,600
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,500	12,800	13,000
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	109,400	109,600	109,800	109,800	109,800
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,100	68,500	68,900
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,100	111,200	112,200
収支差		5,300	2,700	700	▲ 200	▲ 1,400	▲ 2,400
年度末準備金残高		33,900	36,500	37,300	37,000	35,600	33,200
保険料率		10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%

○賃金の伸び；2021年度以降０．０％　　（単位：億円）

収入	保険料収入（医療分）	96,100	97,400	96,700	95,900	95,100	94,300
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,600	13,000	13,200
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	109,400	109,100	108,800	108,300	107,600
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,100	68,400	68,800
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,000	111,100	112,000
収支差		5,300	2,700	200	▲ 1,200	▲ 2,900	▲ 4,400
年度末準備金残高		33,900	36,500	36,700	35,500	32,600	28,200
保険料率		10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%

○保険料率　；2020年度以降９．７％

○賃金の伸び；2021年度以降１．２％

（単位：億円）

	区　分	2019年度（令和元年度）	2020（2）	2021（3）	2022（4）	2023（5）	2024（6）
収入	保険料収入（医療分）	96,100	96,400	96,900	97,300	97,600	97,900
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,500	12,600	12,800
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	108,400	109,200	109,900	110,400	110,800
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,200	68,600	69,000
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,100	111,300	112,300
収支差		5,300	1,700	300	▲ 200	▲ 1,000	▲ 1,500
年度末準備金残高		33,900	35,500	35,800	35,600	34,600	33,200
保険料率		10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%

○賃金の伸び；2021年度以降０．６％

（単位：億円）

収入	保険料収入（医療分）	96,100	96,400	96,300	96,100	95,900	95,600
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,500	12,800	13,000
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	108,400	108,700	108,800	108,800	108,800
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,100	68,500	68,900
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,100	111,200	112,200
収支差		5,300	1,700	▲ 300	▲ 1,200	▲ 2,400	▲ 3,400
年度末準備金残高		33,900	35,500	35,300	34,000	31,600	28,300
保険料率		10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%

○賃金の伸び；2021年度以降０．０％

（単位：億円）

収入	保険料収入（医療分）	96,100	96,400	95,700	95,000	94,200	93,300
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,600	13,000	13,200
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	108,400	108,100	107,800	107,300	106,700
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,100	68,400	68,800
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,000	111,100	112,000
収支差		5,300	1,700	▲ 800	▲ 2,200	▲ 3,900	▲ 5,400
年度末準備金残高		33,900	35,500	34,700	32,500	28,700	23,300
保険料率		10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%

○保険料率　；2020年度以降９．６％

○賃金の伸び；2021年度以降１．２％　　（単位：億円）

	区　分	2019年度（令和元年度）	2020（2）	2021（3）	2022（4）	2023（5）	2024（6）
収入	保険料収入（医療分）	96,100	95,400	95,900	96,300	96,600	96,900
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,500	12,600	12,800
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	107,400	108,200	108,900	109,400	109,800
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,200	68,600	69,000
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,100	111,300	112,300
収支差		5,300	700	▲ 700	▲ 1,200	▲ 2,000	▲ 2,500
年度末準備金残高		33,900	34,500	33,800	32,600	30,600	28,200
保険料率		10.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%

○賃金の伸び；2021年度以降０．６％　　（単位：億円）

収入	保険料収入（医療分）	96,100	95,400	95,300	95,100	94,900	94,600
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,500	12,800	13,000
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	107,400	107,700	107,800	107,800	107,800
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,100	68,500	68,900
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,100	111,200	112,200
収支差		5,300	700	▲ 1,300	▲ 2,200	▲ 3,400	▲ 4,400
年度末準備金残高		33,900	34,500	33,300	31,100	27,700	23,300
保険料率		10.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%

○賃金の伸び；2021年度以降０．０％　　（単位：億円）

収入	保険料収入（医療分）	96,100	95,400	94,700	94,000	93,200	92,400
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,600	13,000	13,200
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	107,400	107,100	106,800	106,300	105,700
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,100	68,400	68,800
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,000	111,100	112,000
収支差		5,300	700	▲ 1,800	▲ 3,200	▲ 4,800	▲ 6,300
年度末準備金残高		33,900	34,500	32,700	29,500	24,700	18,400
保険料率		10.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%

○保険料率　；2020年度以降９．５％

○賃金の伸び；2021年度以降１．２％

（単位：億円）

	区　分	2019年度（令和元年度）	2020（2）	2021（3）	2022（4）	2023（5）	2024（6）
収入	保険料収入（医療分）	96,100	94,400	94,900	95,300	95,600	95,900
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,500	12,600	12,800
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	106,400	107,200	107,900	108,400	108,800
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,200	68,600	69,000
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,100	111,300	112,300
収支差		5,300	▲ 300	▲ 1,700	▲ 2,200	▲ 3,000	▲ 3,500
年度末準備金残高		33,900	33,500	31,800	29,600	26,600	23,100
保険料率		10.0%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%

○賃金の伸び；2021年度以降０．６％

（単位：億円）

収入	保険料収入（医療分）	96,100	94,400	94,300	94,100	93,900	93,600
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,500	12,800	13,000
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	106,400	106,700	106,900	106,800	106,800
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,100	68,500	68,900
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,100	111,200	112,200
収支差		5,300	▲ 300	▲ 2,200	▲ 3,200	▲ 4,400	▲ 5,300
年度末準備金残高		33,900	33,500	31,300	28,100	23,700	18,300
保険料率		10.0%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%

○賃金の伸び；2021年度以降０．０％

（単位：億円）

収入	保険料収入（医療分）	96,100	94,400	93,800	93,000	92,200	91,400
	国庫補助等（医療分）	12,100	11,800	12,200	12,600	13,000	13,200
	その他	600	200	200	200	200	200
	計	108,800	106,400	106,100	105,800	105,300	104,700
支出	保険給付費	63,600	66,800	67,700	68,100	68,400	68,800
	前期高齢者納付金	15,200	15,300	15,700	15,600	15,300	15,000
	後期高齢者支援金	21,000	21,400	22,300	23,200	24,200	25,100
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0
	その他	3,600	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	計	103,500	106,700	108,900	110,000	111,100	112,000
収支差		5,300	▲ 300	▲ 2,800	▲ 4,200	▲ 5,800	▲ 7,300
年度末準備金残高		33,900	33,500	30,800	26,600	20,800	13,500
保険料率		10.0%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%

（参考）

○ 被保険者数と総報酬額

被保険者数と総報酬額の粗い見通しは以下の通り。

被保険者数　（単位：千人）

	2019年度（令和元年度）	2020（２）	2021（３）	2022（４）	2023（５）	2024（６）
被保険者数	24,600	25,200	25,100	24,900	24,700	24,400

総報酬額　（単位：億円）

賃金上昇率	2019年度（令和元年度）	2020（２）	2021（３）	2022（４）	2023（５）	2024（６）
Ⅰ　１．２％で一定	961,700	995,600	1,000,800	1,004,700	1,008,200	1,011,300
Ⅱ　０．６％で一定	961,700	995,600	994,900	992,800	990,300	987,500
Ⅲ　０．０％で一定	961,700	995,600	988,900	981,000	972,700	964,200

○ 法定準備金

協会けんぽは保険給付費や高齢者拠出金等（国庫補助の額を除く）の１か月分の準備金（法定準備金）を積み立てなければならない（健康保険法施行令第 46 条第１項）。

法定準備金として保有すべき額の粗い見通しは以下の通り。

（単位：億円）

賃金上昇率	2019年度（令和元年度）	2020（２）	2021（３）	2022（４）	2023（５）	2024（６）
Ⅰ　１．２％で一定	7,800	8,100	8,400	8,600	8,700	8,800
Ⅱ　０．６％で一定	7,800	8,100	8,400	8,600	8,700	8,800
Ⅲ　０．０％で一定	7,800	8,100	8,400	8,600	8,700	8,700

令和元年9月10日
第99回運営委員会資料

令和2年度保険料率に関する論点について

令和２年度平均保険料率に関する論点

１．平均保険料率

≪現状・課題≫

✓ 協会けんぽの平成30年度決算は、収入が10兆3,461億円、支出が9兆7,513億円、収支差は5,948億円となり、準備金残高は2兆8,521億円で給付費等の3.8か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。

✓ これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことの効果に加え、診療報酬のマイナス改定や制度改正の影響（退職者医療制度の廃止）等により一時的に支出が抑制されたことなどによるものと考えられる。

✓ 一方、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の観点などから、今後も予断を許さない状況にある。
- ・高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和4年度以降、後期高齢者が急増するため、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。（詳細はＰ.34～39、45参照）
- ・高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載が増加していくと見込まれること。（詳細はＰ.40参照）
- ・平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化しており、賃金の動向も不透明であること。（Ｐ.48参照）

✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、今回も5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーション（詳細はＰ.22参照）を行ったところ、保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

【論点】

➢ 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の５年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和2年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」（詳細はＰ.19、20参照）

令和２年度平均保険料率に関する論点

２．都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

≪現状・課題≫

✓ これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成31年度の激変緩和率は8.6/10。政令で定められた激変緩和措置の解消期限は、「令和2年3月31日」（令和元年度末）とされていることから、令和2年度の拡大幅は1.4となり、解消期限どおりに激変緩和措置が終了となる。これにより、令和２年度以降の都道府県単位保険料率には、激変緩和措置が適用されないこととなる。

✓ 一方、平成30年度から本格実施しているインセンティブ制度については、平成30年度の実施結果が、令和2年度の都道府県単位保険料率に反映されることとなる。

【論点】

➢ 激変緩和措置について、政令で定められた解消期限（令和元年度末）までに終了できるよう、計画的に解消を進めてきたところであり、解消期限どおりに終了し、令和２年度は激変緩和措置を講じないことでよいか。

➢ インセンティブ制度について、本年11月に開催する運営委員会において、平成30年度実績の確定値を示し、当該実績に基づく評価が上位23位に該当する支部に対して、支部ごとの評価に応じた報奨金を付与することにより、保険料率の引下げを行うことでよいか。

３．保険料率の変更時期

≪現状・課題≫

✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、４月納付分（３月分）から変更している。

【論点】

➢ 令和２年度保険料率の変更時期について、令和２年４月納付分（３月分）からでよいか。

平成31年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

平成30年12月19日
第95回運営委員会資料

1．平均保険料率

■ 平均保険料率10%を維持して、中長期的に安定した運営を行うべきである。また、加入者や事業主に対する周知と理解を得ることが重要である。

■ 協会けんぽには、国庫補助が入っているが、過去には保険料率の引下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたことがあるため、現行の平均保険料率10%は維持しなければならない。

■ 2040年以降、高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中、今後の協会けんぽの存続を考えると、短期的な準備金の状況だけを見て保険料率を下げるのは、世代間の負担の公平性や所得の再分配の観点から、将来世代につけを回してしまうという懸念がある。

■ 医療機関等への受診者の増加及び１人当たり医療費の増加が医療費増加の主な要因であるが、近年の医療費増加は、特に医療の高度化に伴う１人当たり医療費の増加に起因するところが大きい。そのような状況を踏まえると、中期的に考える必要があり、保険料率を下げることには疑問を感じる。

■ 被保険者の立場からすると、保険料率引下げとなれば喜ばしいが、現状を踏まえると、10%を維持することが妥当と考える。

■ 税や保険料の負担増の影響で事業所数が減少することのないよう、保険料率を下げられるときに下げるべきである。併せて、国庫補助率が引き下げられることがないよう、国に訴えていかなければならない。

■ 保険料率を議論するにあたっては、短時間労働者の適用拡大、高齢化に伴う医療費、拠出金の負担増、制度改正等、社会的な情勢を踏まえて議論しなければならない。

2．都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

平成31年度の激変緩和率は8.6/10に引上げることで、特段の異論はなかった。

3．保険料率の変更時期

平成31年４月納付分から変更するということについて、特段の異論はなかった。

平成31年度の保険料率に関する支部評議会の意見

平成30年10月から11月にかけて開催した各支部の評議会での意見については、必ず提出を求めていたこれまでの取扱いを変更し、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。意見書の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見書の提出なし	9支部
意見書の提出あり	38支部
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	18支部
② ①と③の両方の意見のある支部	13支部
③ 引き下げるべきという支部	6支部
④ その他（平均保険料率に対しての明確な意見なし）	1支部

※激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期については、4月納付分（3月分）以外の意見はなし。

平成30年1月29日
第90回運営委員会資料

第 89 回全国健康保険協会運営委員会（29 年 12 月 19 日）
発言要旨

（理事長）

○ 平成 30 年度保険料率については、本委員会において９月以降４回にわたり精力的にご議論をいただき、委員長をはじめとする各委員の皆様には、厚く感謝申し上げる。

○ 今回の議論に当たり、先ほどの資料１にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。

○ これを見ると、平均保険料率の 10%を維持した場合であっても、中長期的には 10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている 2025 年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。

○ 今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率 10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率 10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。

○ また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。

○ 以上を踏まえ、協会としては、平成 30 年度の保険料率については 10%を維

持したいと考える。

○ なお、激変緩和率については、平成 31 年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成 30 年度は 10 分の 7.2 として 10 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成 30 年４月納付分からとしたいと考えている。

○ 最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで３年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、５年ないし 2025 年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。３回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

第93回全国健康保険協会運営委員会（平成30年9月13日）
発言要旨

○　本日は、幅広いご意見を頂戴しまして、本当にありがとうございます。

○　今回お話しいただいた、論点1の来年度（平成31年度）の保険料率についてどうするのかというご意見の中で、そのことについては、やはり10%、中長期的に考えても10%維持のほうがよいというご意見と、10%維持はよいが、今このような形で協会の準備金が積み上がっていると、その積み上がっている準備金を自らの団体であるとか、加入者や事業主に対して、10%維持が望ましいが、どう説明してよいかわからないとのご意見もいただきました。やはり、これだけ積み上がっているのだから、引き下げてほしいとのご意見も頂戴しました。

○　皆様の本当に素晴らしい様々なご意見を頂戴しましたが、昨年末にこの運営委員会でお話しさせていただきましたように、基本的には大きな変動がない限り、この料率に関しましては、中長期的に考えていきたいという基本は変わっておりません。

○　これから、10月、11月、12月に向けて、各支部でも評議会が開催されます。その評議会の中で、なぜ準備金が必要なのか、そして、どのようにして協会けんぽを長く安定的に維持できるのかということをきっちりと話をさせていただきながら、本日、森委員と埴岡委員からもお話がありましたが、2040年という本当に長期的なことも考えながら、私どもは安定的な運営をするために何をやっていかなければいけないのかということを考える必要がございます。

○　私どもとしましては、これから、このように準備金が積み上がってきているという非常に恵まれた環境の中で、将来、先ほど推計としていろんな数字を述べさせていただいておりますけれども、最悪の場合、2021年度から赤字に転じてしまうというような財政状況の中で、その推計のようにならないように、保険者として様々な努力をし、その数字がもっと先に延びるようにする努力をする必要があると思っています。そういう努力をしていきますということで、大変長くなりましたが、基本的には中長期的に考えさせていただきたい。そして、これからの各支部での議論において、きちんとお話しをさせていただきたいと考えております。

Ⅱ　賃金上昇率：2021年度以降　0．6%

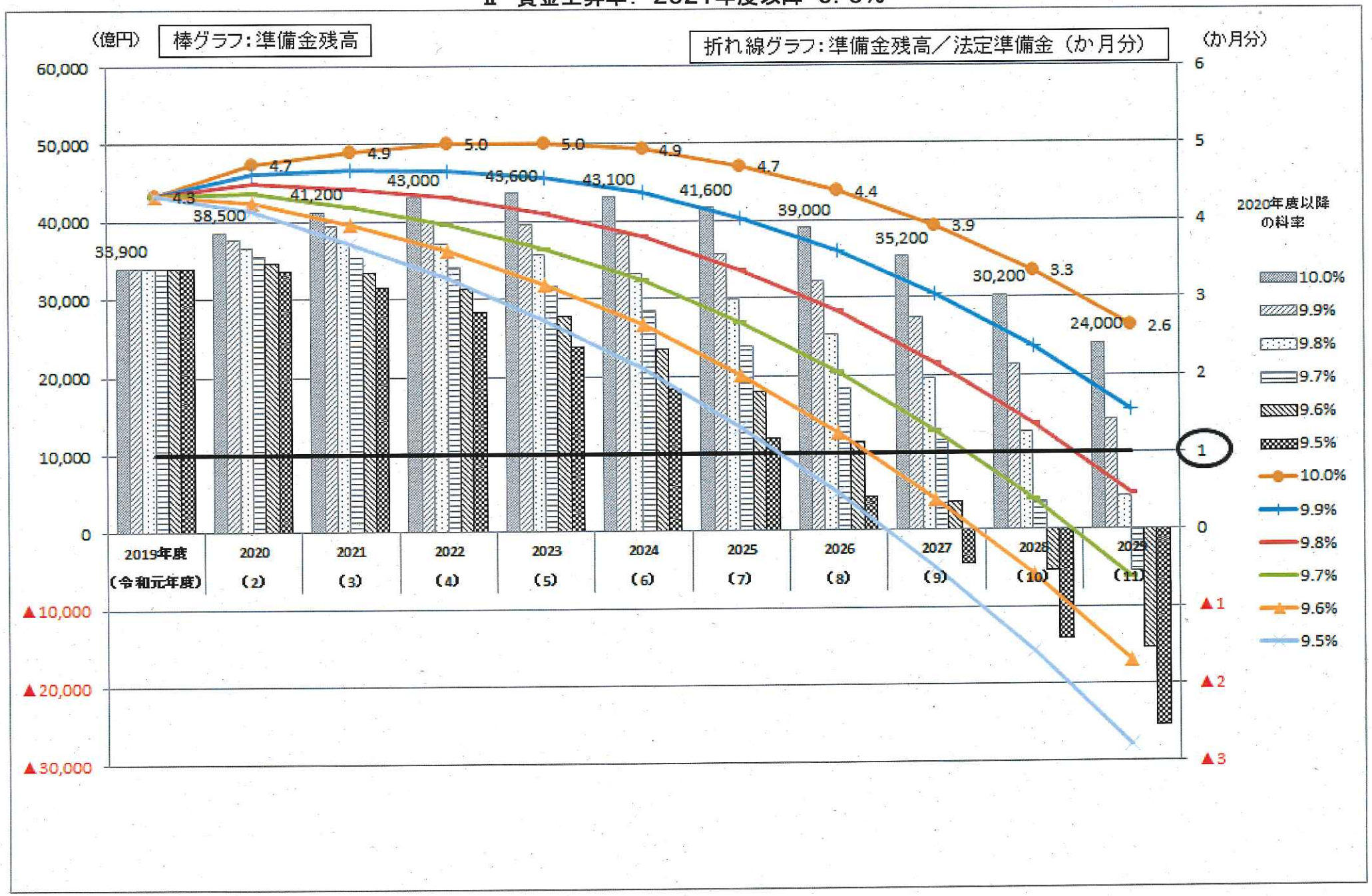

令和2年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算

○平均保険料率10%の場合

			インセンティブ反映前	（参考）インセンティブ反映後※3
最高料率			10.77%	10.74%
	現在からの変化分	（料率）	+0.02%	▲0.01%
		（金額）※2	＋28円	－14円
最低料率			9.59%	9.57%
	現在からの変化分	（料率）	▲0.04%	▲0.06%
		（金額）※2	－56円	－84円

※1　数値は、政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。
※2　金額は、標準報酬月額28万円の被保険者に係る保険料負担（月額。労使折半後）の前年度からの増減。
※3　インセンティブ分は、平成30年度実績【速報値】を用いた。

＜参考＞　平成31年度（令和元年度）都道府県単位保険料率
（平均保険料率10%、激変緩和率8.6/10）

最高料率	10.75%
最低料率	9.63%

これまでの激変緩和率の経緯

○　協会設立直後（平成21年度）の激変緩和率は、1/10。

○　平成22年度～24年度については、保険料率を引き上げるとともに、激変緩和率についても、支部間で変動幅が大きくならないように配慮し、0.5/10ずつ引き上げてきた。

○　一方で、平成25年度・26年度については、激変緩和期間を平成29年度から31年度（令和元年度）まで2年延長したこともあり、保険料率を据え置くとともに、激変緩和率も据え置いた。

○　平成27年度の拡大幅は10分の0.5として、激変緩和率は10分の3.0で設定。

○　平成28年度～31年度（令和元年度）の拡大幅は10分の1.4として、平成31年度（令和元年度）の激変緩和率は10分の8.6で設定。

○　解消期限である令和2年3月31日（令和元年度末）までに、残りの10分の1.4を解消する必要がある。

このため、令和2年度の拡大幅は10分の1.4として、解消期限どおりに激変緩和措置を解消。

これにより、令和2年度以降の都道府県単位保険料率には、激変緩和措置が適用されないこととなる。

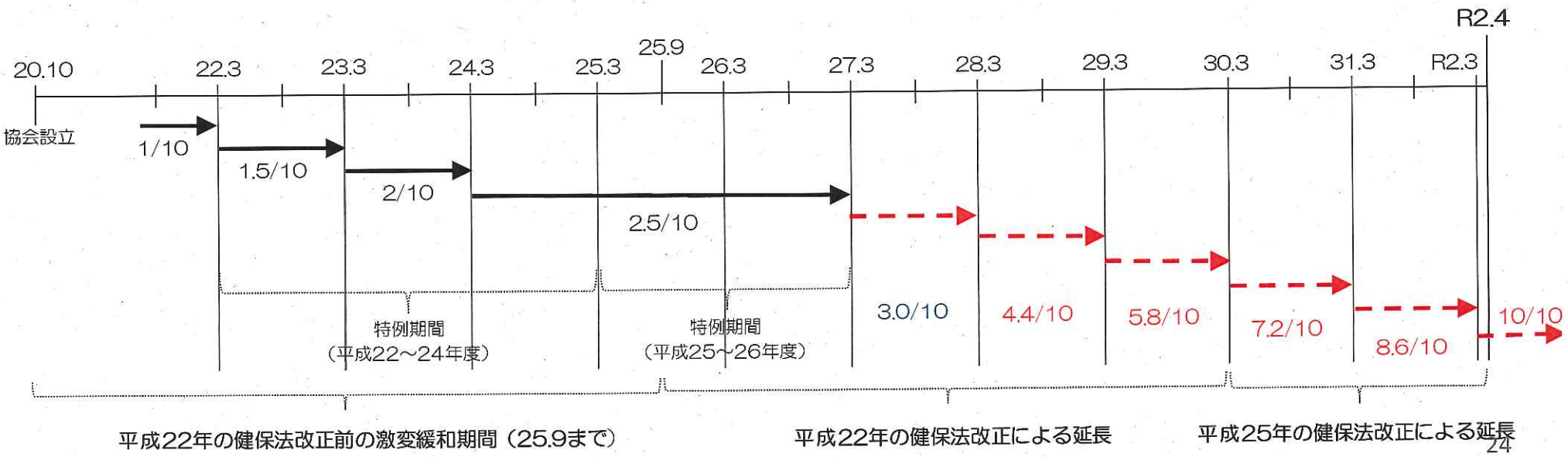

参考資料

医療保険制度を巡る動向

日本の人口の推移

厚生労働省作成資料

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。

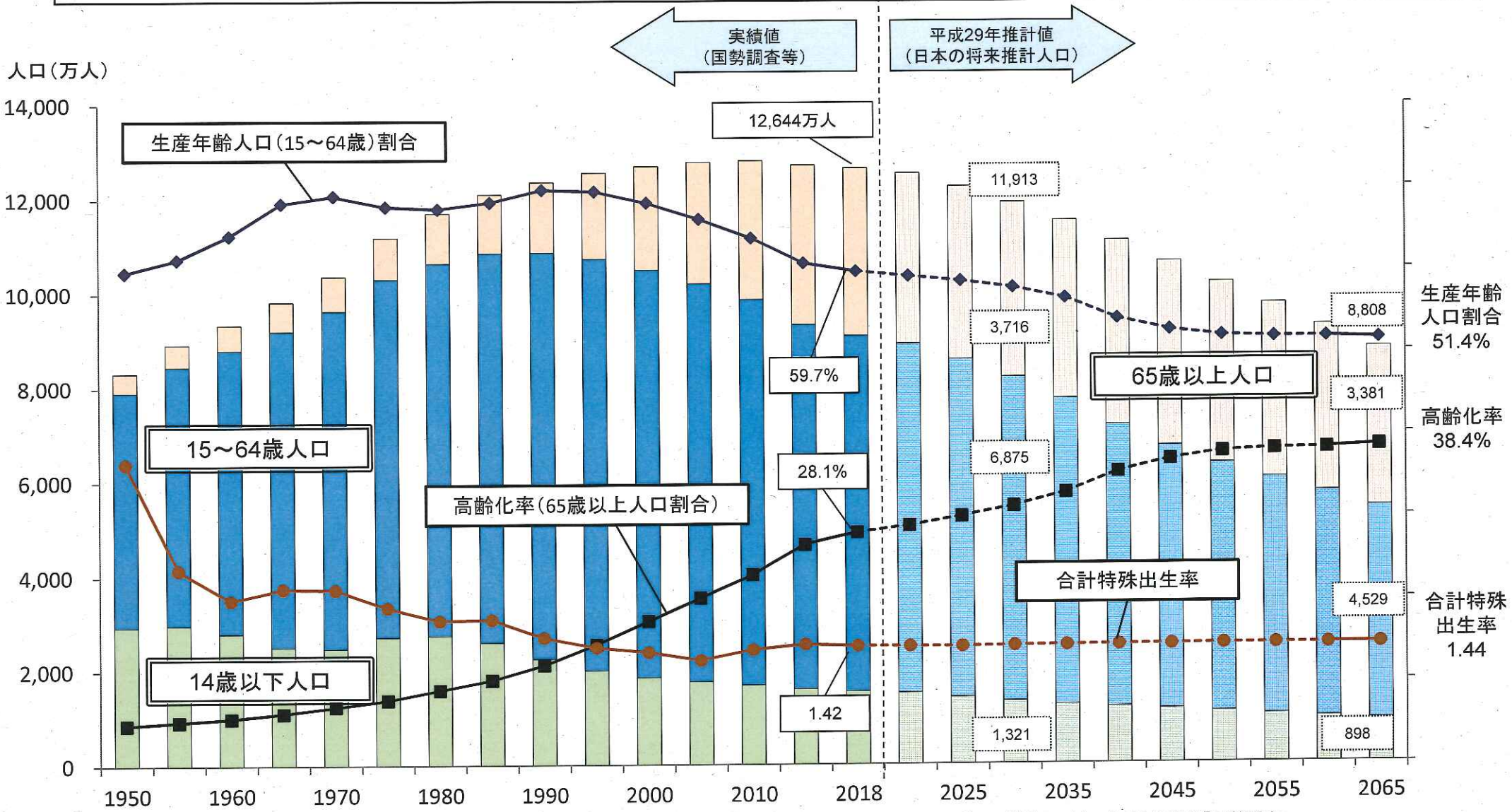

（出所） 2018年までの人口は総務省「人口推計」（各年10月1日現在）、高齢化率および生産年齢人口割合は、2018年は総務省「人口推計」、それ以外は総務省「国勢調査」
2018年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2019年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）：出生中位・死亡中位推計」

社会保障給付費の推移

厚生労働省作成資料

	1970	1980	1990	2000	2010	2019（予算ベース）
国民所得額（兆円）A	61.0	203.9	346.9	386.0	361.9	423.9
給付費総額（兆円）B	3.5（100.0%）	24.9（100.0%）	47.4（100.0%）	78.4（100.0%）	105.4（100.0%）	123.7（100.0%）
（内訳）年金	0.9（24.3%）	10.3（41.5%）	23.8（50.1%）	40.5（51.7%）	52.2（49.6%）	56.9（46.0%）
医療	2.1（58.9%）	10.8（43.2%）	18.6（39.3%）	26.6（33.9%）	33.6（31.9%）	39.6（32.0%）
福祉その他	0.6（16.8%）	3.8（15.3%）	5.0（10.6%）	11.3（14.4%）	19.5（18.5%）	27.2（22.0%）
B／A	5.8%	12.2%	13.7%	20.3%	29.1%	29.2%

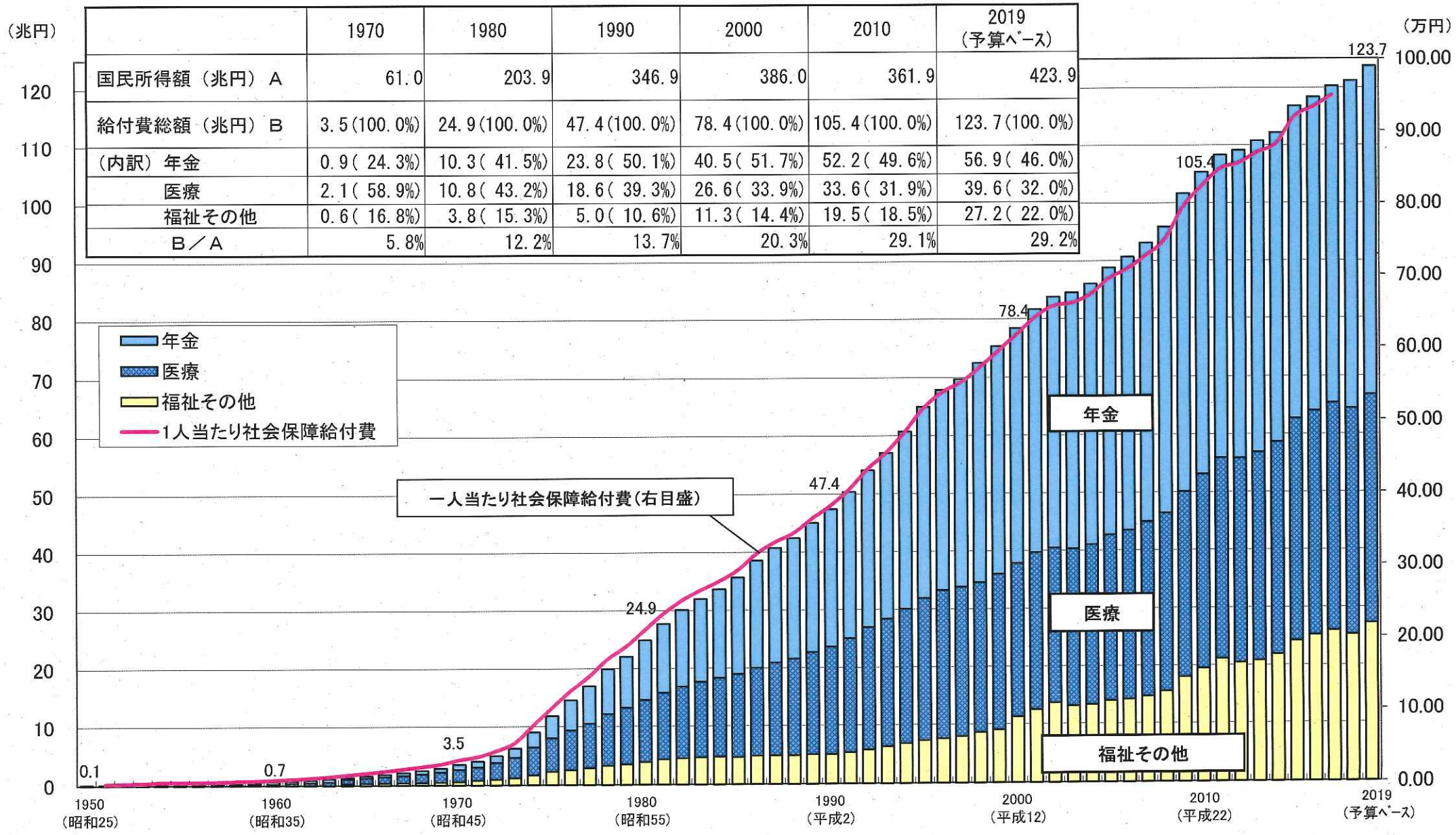

資料：国立社会保障・人口問題研究所「平成29年度社会保障費用統計」、2018～2019年度（予算ベース）は厚生労働省推計、
2019年度の国民所得額は「平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成31年1月28日閣議決定）」

（注）図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2010並びに2019年度（予算ベース）の社会保障給付費（兆円）である。

28

1980年度以降の名目GDP（国内総生産）

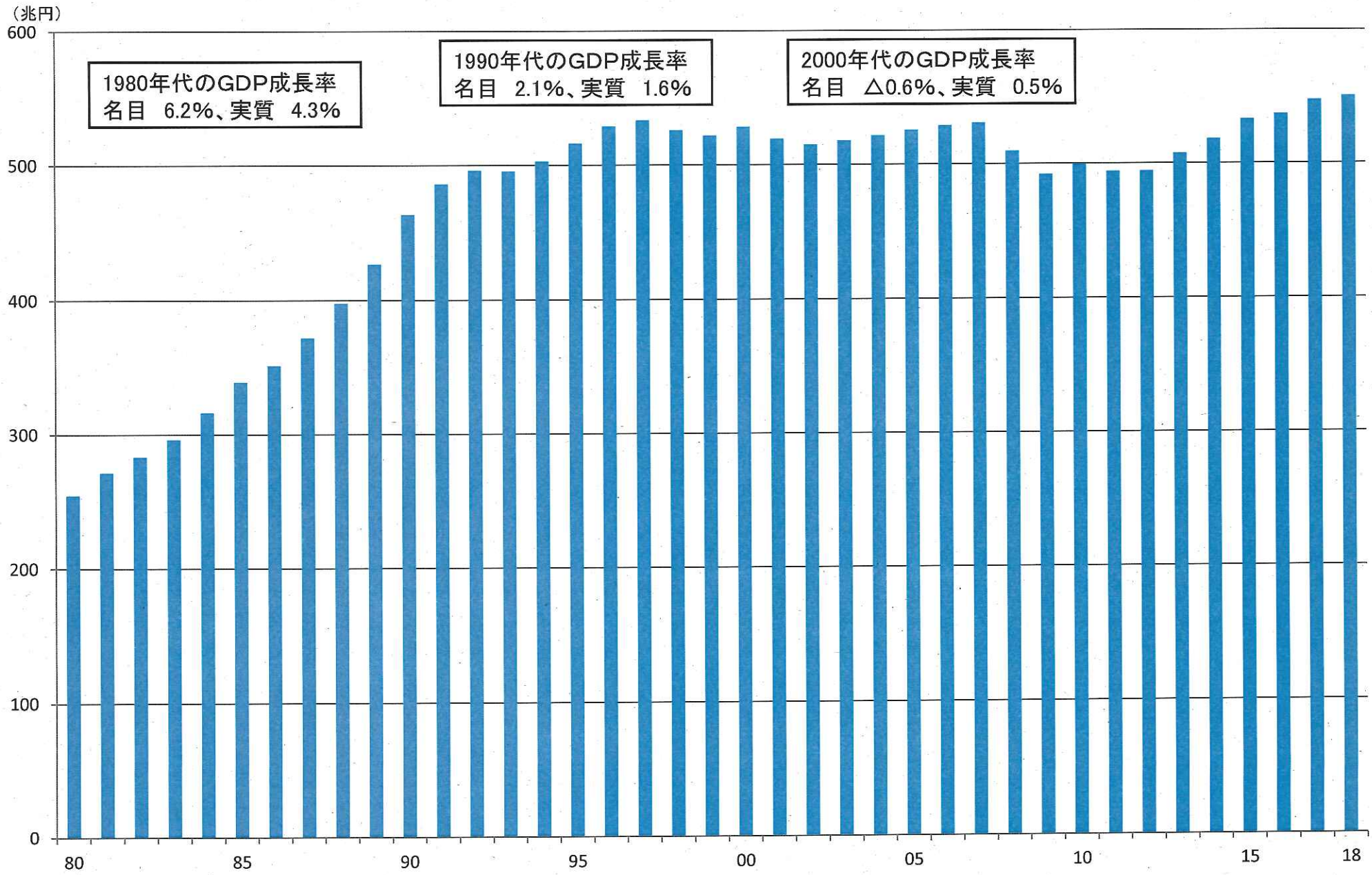

（注）GDPは、内閣府の長期経済統計、2019年8月9日の公表値。

厚生労働省作成資料

医療費の動向

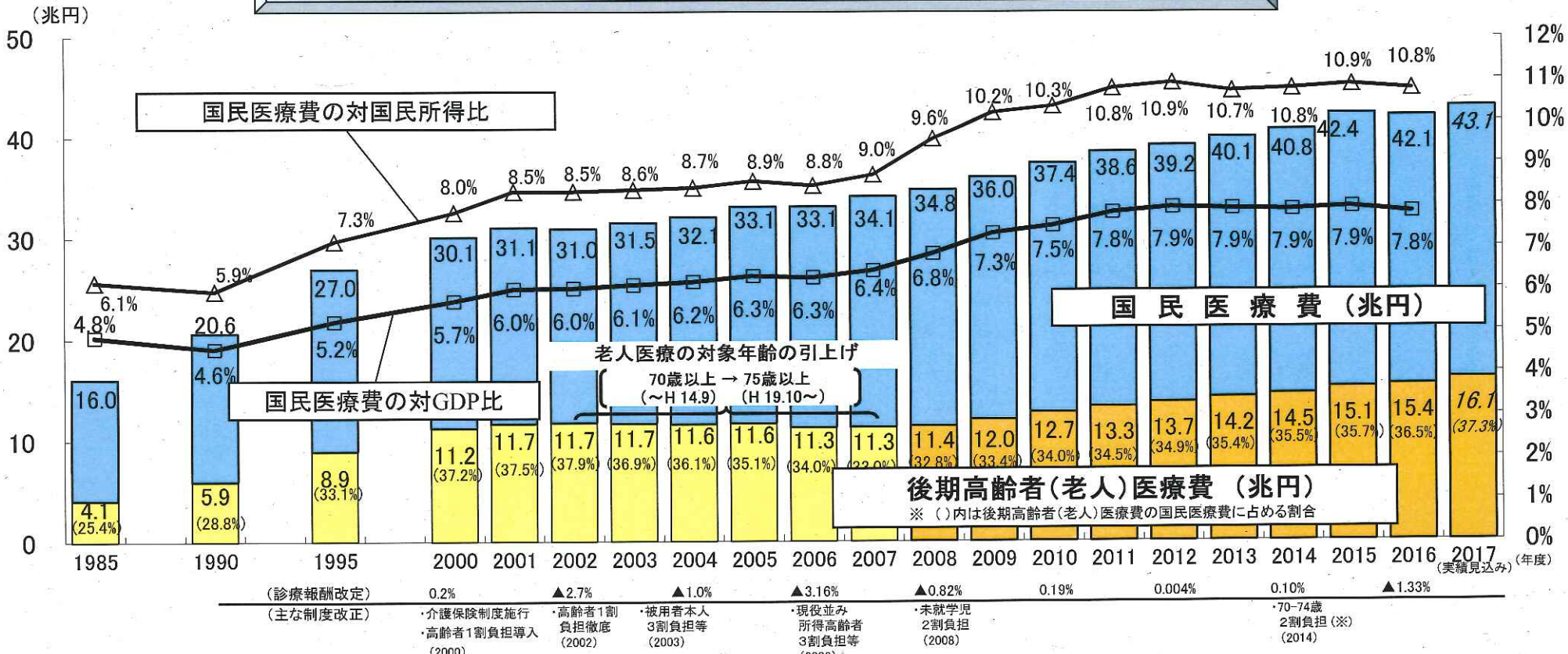

＜対前年度伸び率＞

（%）

	1985	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
	(S60)	(H2)	(H7)	(H12)	(H13)	(H14)	(H15)	(H16)	(H17)	(H18)	(H19)	(H20)	(H21)	(H22)	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)
国民医療費	6.1	4.5	4.5	▲1.8	3.2	▲0.5	1.9	1.8	3.2	▲0.0	3.0	2.0	3.4	3.9	3.1	1.6	2.2	1.9	3.8	▲0.5	*2.3*
後期高齢者（老人）医療費	12.7	6.6	9.3	▲5.1	4.1	0.6	▲0.7	▲0.7	0.6	▲3.3	0.1	1.2	5.2	5.9	4.5	3	3.6	2.1	4.4	1.6	*4.4*
国民所得	7.2	8.1	2.7	2.4	▲3.0	▲0.4	1.4	1.3	1.2	1.3	▲0.0	▲7.2	▲2.9	2.4	▲1.0	0.4	4.0	1.3	2.9	0.4	－
GDP	7.2	8.6	2.7	1.2	▲1.8	▲0.8	0.6	0.6	0.9	0.6	0.4	▲4.1	▲3.4	1.5	▲1.1	0.1	2.6	2.2	3.0	1.0	－

注1　国民所得及びGDPは内閣府発表の国民経済計算による。
注2　2017年度の国民医療費（及び後期高齢者医療費。以下同じ。）は実績見込みである。2017年度分は、2016年度の国民医療費に2017年度の概算医療費の伸び率（上表の斜字体）を乗じることによって推計している。
（※）70-74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除（1割→2割）。2014年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。

医療費の伸び率の要因分解

○ 医療費の伸び率のうち、人口及び報酬改定の影響を除いた「その他」は近年1～2%程度であり、平成29年度は1.3%。
その要因には、医療の高度化、患者負担の見直し等種々の影響が含まれる。
（平成27、28年度は一時的な要因により変動が大きいが平均すると1.5%程度で、それ以前の水準と大きく変わらない。）

	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
医療費の伸び率 ①	1.9%	1.8%	3.2%	−0.0%	3.0%	2.0%	3.4%	3.9%	3.1%	1.6%	2.2%	1.9%	3.8%	−0.5%	*2.3%* (注1)
人口増の影響 ②	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	−0.1%	−0.1%	0.0%	−0.2%	−0.2%	−0.2%	−0.2%	−0.1%	−0.1%	*−0.2%* (注1)
高齢化の影響 ③	1.6%	1.5%	1.8%	1.3%	1.5%	1.3%	1.4%	1.6%	1.2%	1.4%	1.3%	1.2%	1.0%	1.0%	*1.2%* (注1)
診療報酬改定等 ④		−1.0%		−3.16%		−0.82%		0.19%		0.004%		0.1% (−1.26% 消費税対応 1.36% (注3))		−1.33% (注4)	
その他 (①-②-③-④) ・医療の高度化 ・患者負担の見直し 等	0.2%	1.2%	1.3%	1.8%	1.5%	1.5%	2.2%	2.1%	2.1%	0.4%	1.1%	0.7%	2.9%	−0.1%	*1.3%* (注1)
制度改正	H15.4 被用者本人 3割負担等			H18.10 現役並み 所得高齢者 3割負担等		H20.4 未就学 2割負担						H26.4 70−74歳 2割負担 (注5)			

注1：医療費の伸び率は、平成28年度までは国民医療費の伸び率、平成29年度は概算医療費（審査支払機関で審査した医療費）の伸び率（上表の斜体字、速報値）であり、医療保険と公費負担医療の合計である。
注2：平成29年度の高齢化の影響は、平成28年度の年齢階級別（5歳階級）国民医療費と平成28，29年度の年齢階級別（5歳階級）人口からの推計値である。
注3：平成26年度の「消費税対応」とは、消費税率引上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分を指す。平成26年度における診療報酬改定の改定率は、合計0.10%であった。
注4：平成28年度の改定分-1.33%のうち市場拡大再算定の特例分等は-0.29%、実勢価等改定分で計算すると-1.03%。
なお、「市場拡大再算定の特例分等」とは年間販売額が極めて大きい品目に対する市場拡大再算定の特例の実施等を指す。
注5：70-74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除（1割→2割）。平成26年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。

前期高齢者納付金の推移

○ 前期高齢者納付金の額は全体として増加傾向にあり、制度創設時(平成20年度)と比べ、令和元年度には約1．49倍に増加している。

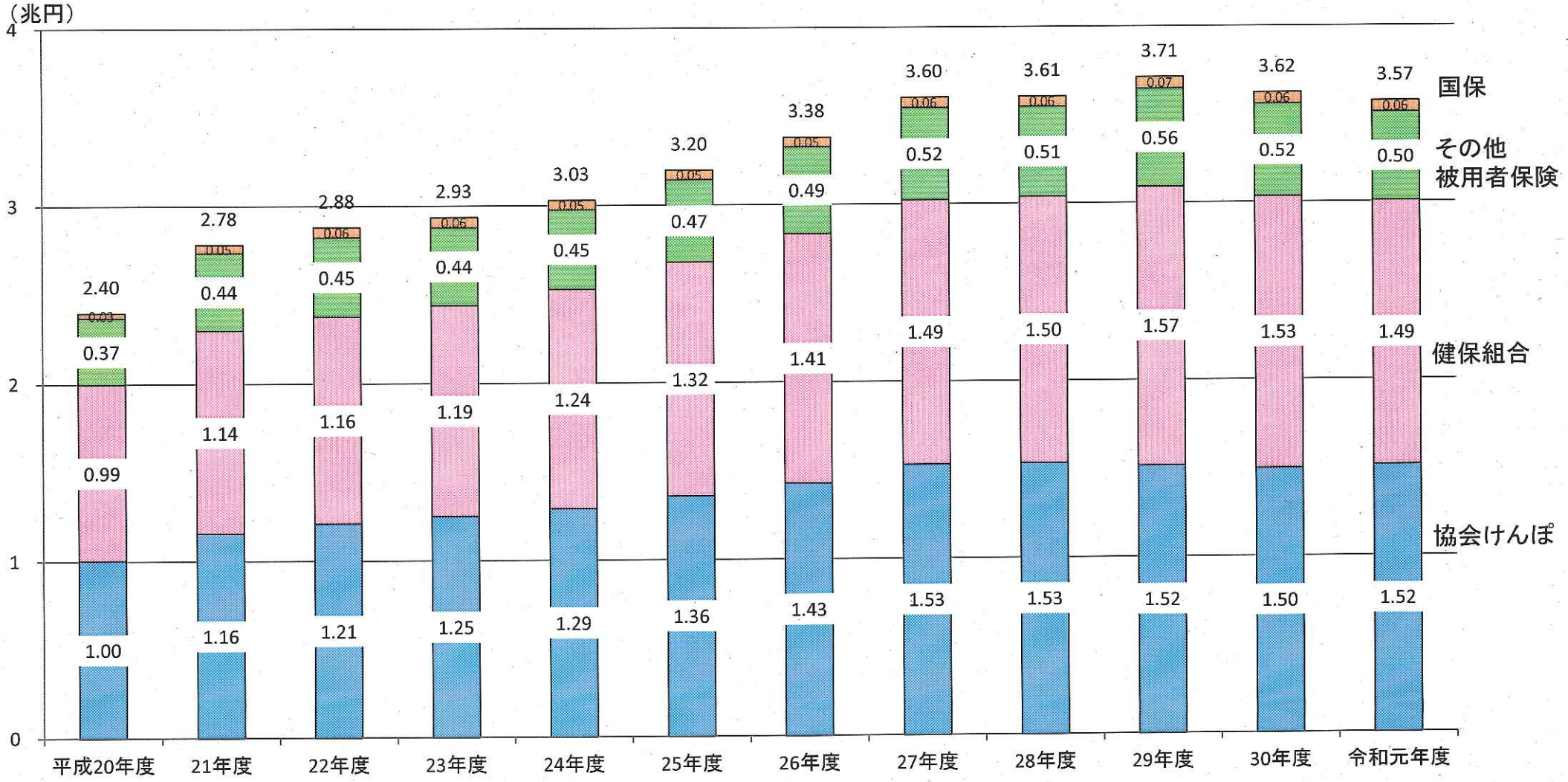

※ 平成28年度以前は確定賦課ベース(出典:医療保険に関する基礎資料～平成28年度の医療費等の状況～(平成31年1月))。
平成29、30年度は概算賦課ベース、令和元年度は予算ベースである。
※ 協会けんぽは日雇を含む。

後期高齢者支援金の推移

○ 後期高齢者支援金の額は全体として増加傾向にあり、制度創設時(平成20年度)と比べ、令和元年度には約1．65倍に増加している。

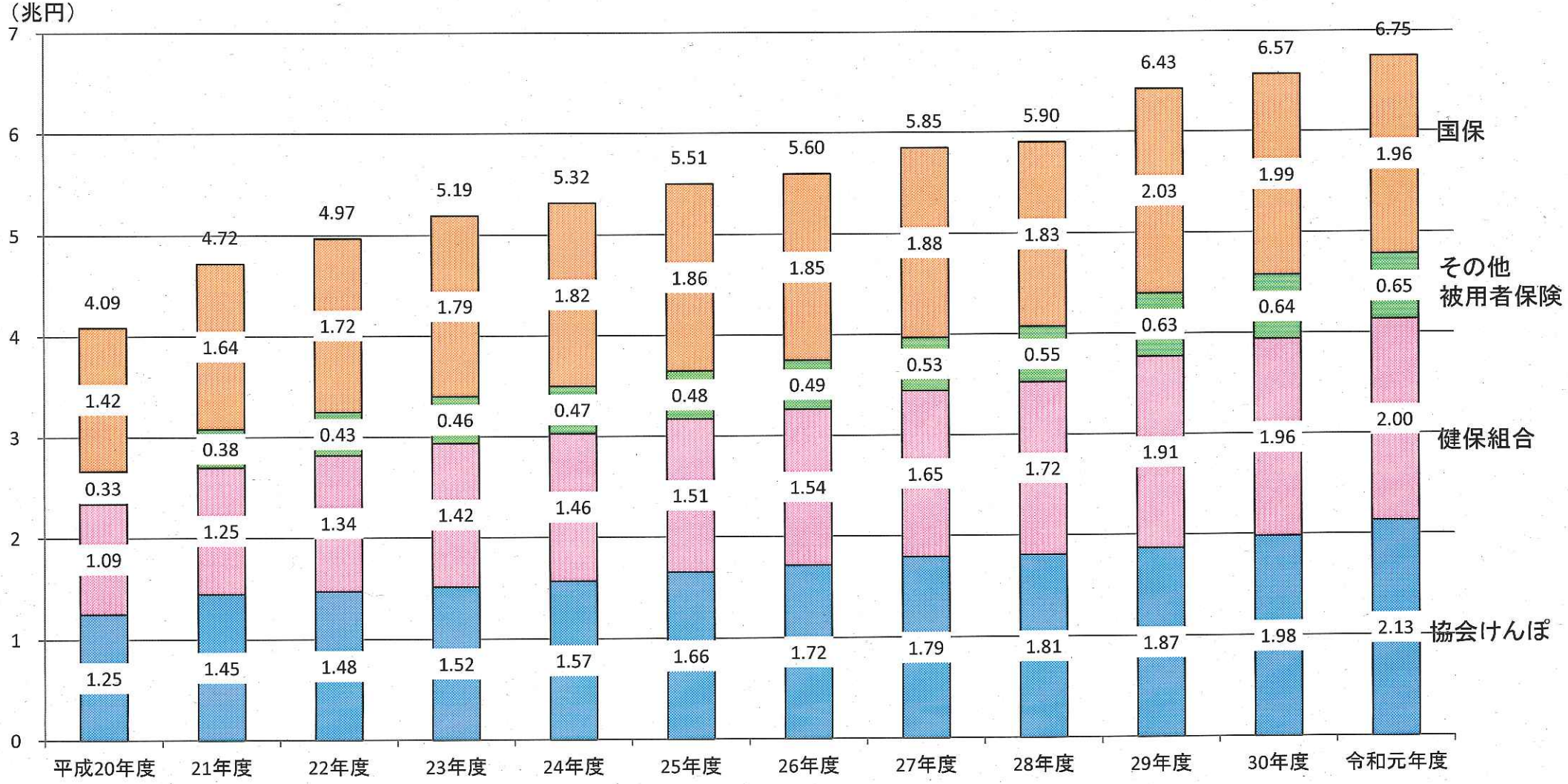

※ 平成28年度以前は確定賦課ベース（出典：医療保険に関する基礎資料～平成28年度の医療費等の状況～（平成31年1月））。
平成29、30年度は概算賦課ベース、令和元年度は予算ベースである。

※ 協会けんぽは日雇を含む。

平成30年5月21日
経済財政諮問会議
加藤臨時議員提出資料

2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）－概要－

（内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省　平成30年5月21日）

○ 高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、社会保障給付や負担の姿を幅広く共有するための議論の素材を提供するために、一定の仮定をおいた上で、将来見通しを作成。

試算結果①医療・介護給付費の見通し（計画ベースと現状投影との比較）

○ 現在、全国の都道府県、市区町村において、医療・介護サービスの提供体制の改革や適正化の取組みが進められている。これらの取組みに係る各種計画（地域医療構想、医療費適正化計画、介護保険事業計画）を基礎とした「計画ベース」の見通しと、現状の年齢別受療率・利用率を基に機械的に将来の患者数や利用者数を計算した「現状投影」の見通しを作成。

○ 医療・介護給付費について2つの見通しを比較すると、計画ベースでは、

・ 医療では、病床機能の分化・連携が進むとともに、後発医薬品の普及など適正化の取組みによって、入院患者数の減少や、医療費の適正化が行われ（2040年度で▲1.6兆円）、

・ 介護では、地域のニーズに応じたサービス基盤の充実が行われることで（2040年度で＋1.2兆円）

疾病や状態像に応じてその人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会の実現を目指したものとなっている。

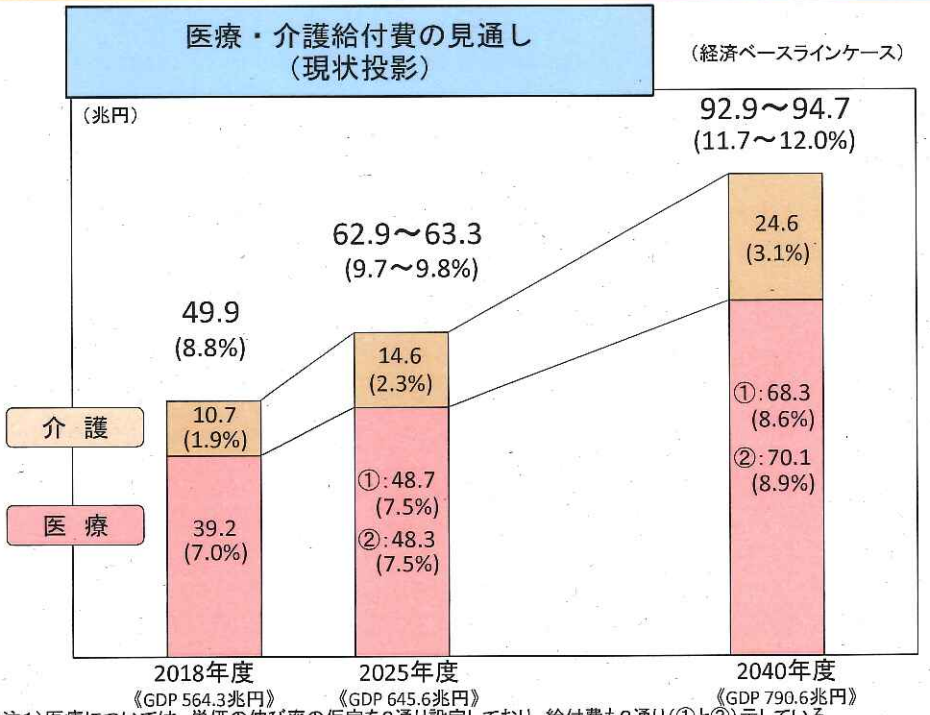

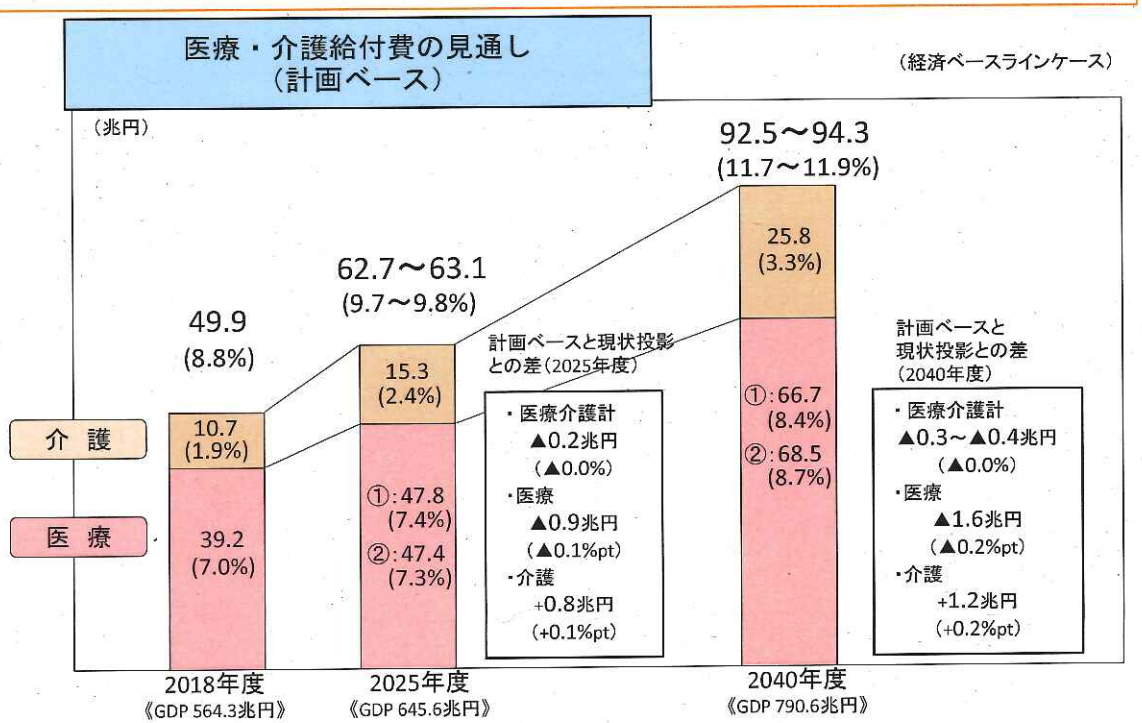

（注1）医療については、単価の伸び率の仮定を2通り設定しており、給付費も2通り（①と②）示している。

（注2）「計画ベース」は、地域医療構想に基づく2025年度までの病床機能の分化・連携の推進、第3期医療費適正化計画による2023年度までの外来医療費の適正化効果、第7期介護保険事業計画による2025年度までのサービス量の見込みを基礎として計算し、それ以降の期間については、当該時点の年齢階級別の受療率等を基に機械的に計算。なお、介護保険事業計画において、地域医療構想の実現に向けたサービス基盤の整備については、例えば医療療養病床から介護保険施設等への転換分など、現段階で見通すことが困難な要素があることに留意する必要がある。

※ 平成30年度予算ベースを足元に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算（平成30年1月）」等を踏まえて計算。
なお、医療・介護費用の単価の伸び率については、社会保障・税一体改革時の試算の仮定を使用。（ ）内は対GDP比。

試算結果②（社会保障給付費全体の見通し）

○ 社会保障給付費の対GDP比は、2018年度の21.5%（名目額121.3兆円）から、2025年度に21.7～21.8%（同140.2～140.6兆円）となる。その後15年間で2.1～2.2%ポイント上昇し、2040年度には23.8～24.0%（同188.2～190.0兆円）となる。（計画ベース・経済ベースラインケース※）

○ 経済成長実現ケース※でも、社会保障給付費の対GDP比は概ね同様の傾向で増加するが、2040年度で比較するとベースラインケースに比べて、1%ポイント程度低い水準（対GDP比22.6～23.2%（名目額210.8～215.8兆円））（計画ベース・経済成長実現ケース）。

※経済ベースラインケース及び成長実現ケースの経済前提については次頁参照。

社会保障給付費の見通し

（経済ベースラインケース）

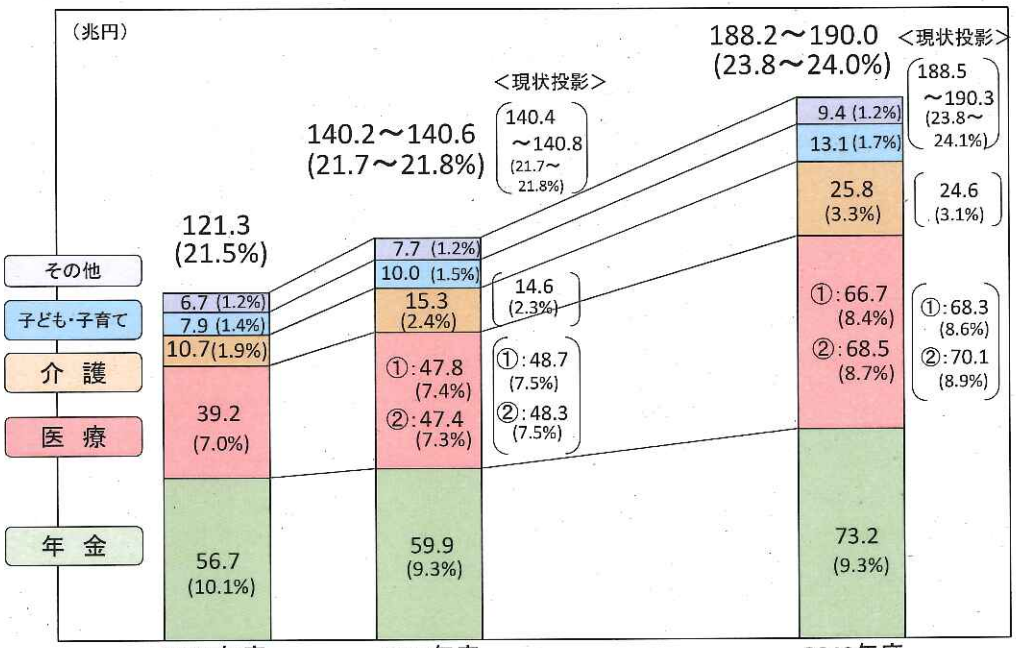

	2018年度	2025年度（計画ベース）	2040年度（計画ベース）
ＧＤＰ	564.3兆円	645.6兆円	790.6兆円
保険料負担	12.4%	12.6%	13.4～13.5%
公費負担	8.3%	9.0%	10.1～10.2%

医療福祉分野における就業者の見通し

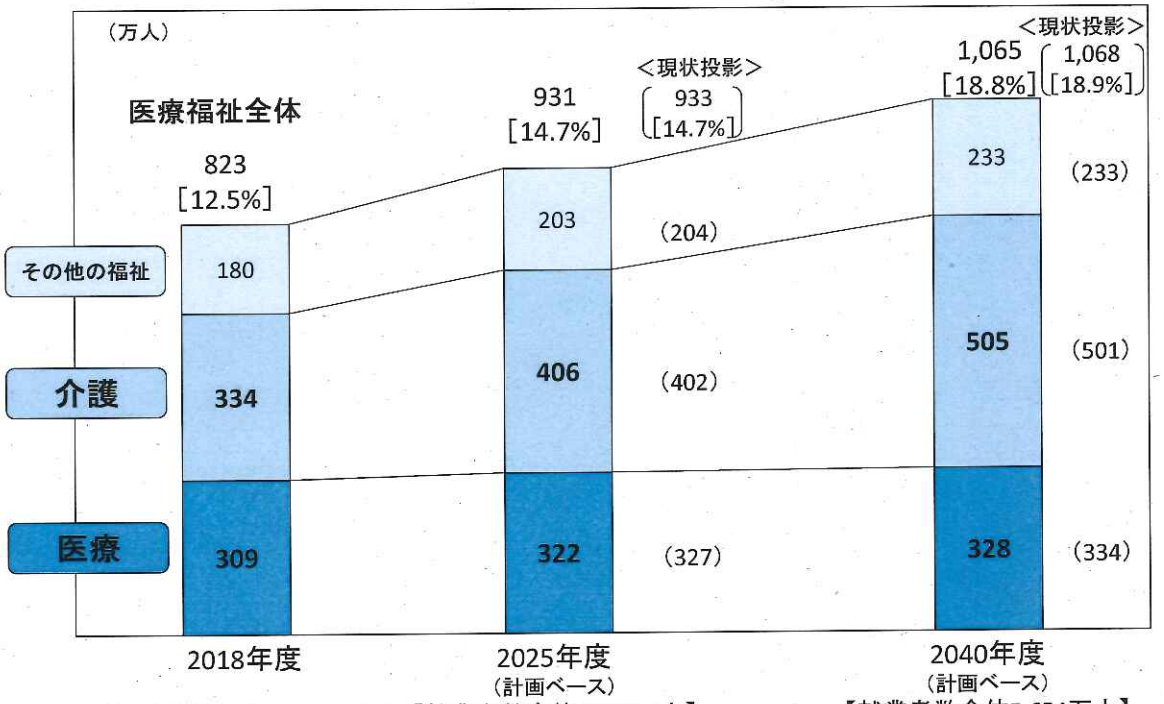

【就業者数全体6,580万人】 【就業者数全体6,353万人】 【就業者数全体5,654万人】

（注1）医療については、単価の伸び率の仮定を2通り設定しており、給付費も2通り（①と②）示している。
（注2）「計画ベース」は、地域医療構想に基づく2025年度までの病床機能の分化・連携の推進、第3期医療費適正化計画による2023年度までの外来医療費の適正化効果、第7期介護保険事業計画による2025年度までのサービス量の見込みを基礎として計算し、それ以降の期間については、当該時点の年齢階級別の受療率等を基に機械的に計算。なお、介護保険事業計画において、地域医療構想の実現に向けたサービス基盤の整備については、例えば医療療養病床から介護保険施設等への転換分など、現段階で見通すことが困難な要素があることに留意する必要がある。
（注3）医療福祉分野における就業者の見通しについては、①医療・介護分野の就業者数については、それぞれの需要の変化に応じて就業者数が変化すると仮定して就業者数を計算。②その他の福祉分野を含めた医療福祉分野全体の就業者数については、医療・介護分野の就業者数の変化率を用いて機械的に計算。③医療福祉分野の短時間雇用者の比率等の雇用形態別の状況等については、現状のまま推移すると仮定して計算。

※ 平成30年度予算ベースを足元に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算（平成30年1月）」等を踏まえて計算。なお、医療・介護費用の単価の伸び率については、社会保障・税一体改革時の試算の仮定を使用。（ ）内は対GDP比。［ ］内は就業者数全体に対する割合。保険料負担及び公費負担は対GDP比。

人口・経済の前提、方法等

○ 足元値　平成30年度予算ベース。ただし、介護については第7期介護保険事業計画の集計値を基礎としている。

○ 人口前提　国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）
※ただし、子ども・子育ての推計については、2020年度以降給付の対象となる子ども数を固定した形で推計。

○ 経済前提
2027年度までは、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（平成30年1月）等、2028年度以降は、公的年金の平成26年財政検証に基づいた前提値を使用。経済前提は2つのケースで試算（ベースラインケース（2028年度以降は平成26年財政検証ケースF）、成長実現ケース（2028年度以降は平成26年財政検証ケースE））。

		2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)	2026 (H38)	2027 (H39)	2028～ (H40～)
名目経済成長率 (%)	成長実現	2.5	2.8	3.1	3.2	3.4	3.4	3.5	3.5	3.5	3.5	1.6
	ベースライン	2.5	2.4	2.2	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.3
物価上昇率(%)	成長実現	1.0	1.9	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.2
	ベースライン	1.0	1.6	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2

注. 賃金上昇率については、2018年度は「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成30年1月22日閣議決定）に基づいて1.7%と設定し、2019～2027年度までは名目経済成長率と同率、2028年度以降は平成26年財政検証の前提（ケースE・F）に基づいて2.5%としている。

○ 将来見通しの作成方法（全般的考え方）
・公的年金　平成26（2014）年財政検証に、新たな将来推計人口・経済前提を簡易的に反映。年金生活者支援給付金の実施を織り込んで計算。
・医療、介護　年齢階級別受療率等に将来推計人口を適用して需要を推計し、サービスごとの単価、伸び率等を適用。
・子ども・子育て　「子育て安心プラン」「新しい経済政策パッケージ（2兆円パッケージ）」（制度の詳細が決定していない高等教育の無償化等は反映していない）を織り込んだ上で、2020年度以降給付の対象となる子ども数を固定。
・上記以外　GDPに対する給付規模が将来にわたって変わらないことを基本として機械的に計算。
（なお、短期的には近年の予算等の動向も踏まえつつ計算。）

（留意事項）
○ 本見通しは、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。特に、長期の推計であるため、長期間の人口変動の動向とこれが経済社会に与える影響、経済、雇用の動向、給付単価の伸び率の動向等が、給付費の総額や対GDP比等の結果に大きな影響を与える可能性があることに留意する必要がある。
○ 本見通しは、一体改革試算と同様、患者数や利用者数などの需要を基礎とした計算となっており、供給面については必要な需給をちょうどまかなうだけの供給が行われるものと仮定して、必要マンパワーや費用等を計算している。従って、需要側である患者数が減少した際には、その減少に合わせてサービス供給量も減少することを仮定していることに留意する必要がある。
○ 本見通しでは、医療においては年齢別制度別実効給付率、介護においては全体の実効給付率を現状の値で固定して将来の医療給付費および介護給付費を算出していることに留意する必要がある。
○「計画ベース」の見通しでは、介護保険事業計画において、地域医療構想の実現に向けたサービス基盤の整備については、例えば医療療養病床から介護保険施設等への転換分など、現段階で見通すことが困難な要素があることに留意する必要がある。

医療・介護の1人当たり保険料・保険料率の見通し①

平成30年5月21日
2040年を見据えた社会保障の将来見通し
（議論の素材）
内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省

【経済：ベースラインケース】

	現状投影			計画ベース		
	2018年度	2025年度	2040年度	2018年度	2025年度	2040年度
医療保険						
協会けんぽ	10.0%	①10.8% ②10.7%	①11.8% ②12.1%	10.0%	①10.6% ②10.5%	①11.5% ②11.8%
健保組合	9.2%	①10.0% ② 9.9%	①11.1% ②11.4%	9.2%	① 9.8% ② 9.7%	①10.9% ②11.2%
市町村国保 （2018年度賃金換算）	7,400円	①8,300円 ②8,200円	①8,400円 ②8,600円	7,400円	①8,100円 ②8,000円	①8,200円 ②8,400円
後期高齢者 （2018年度賃金換算）	5,800円	①6,500円 ②6,400円	①8,200円 ②8,400円	5,800円	①6,400円 ②6,300円	①8,000円 ②8,200円
介護保険						
1号保険料 （2018年度賃金換算）	約5,900円	約6,900円	約8,800円	約5,900円	約7,200円	約9,200円
2号保険料 協会けんぽ・健保組合	協会けんぽ1.57% 健保組合1.52%	1.9%	2.5%	協会けんぽ1.57% 健保組合1.52%	2.0%	2.6%
2号保険料 市町村国保 （2018年度賃金換算）	約2,800円	約3,300円	約4,200円	約2,800円	約3,500円	約4,400円

※ 医療保険の2018年度における保険料は2018年度実績見込み（協会けんぽは実際の保険料率、健保組合は健康保険組合連合会「平成30年度健保組合予算早期集計結果」より、市町村国保は予算ベースの所要保険料、後期高齢者は広域連合による見込みを基にした推計値）である。また、2025年度及び2040年度の保険料は2018年度の保険料と各制度の所要保険料の伸びから算出している。

※ 介護保険の2018年度における2号保険料の健保組合の値は、健康保険組合連合会「平成30年度健保組合予算早期集計結果」による。また、市町村国保の保険料額は、一人当たり介護納付金額の月額について、公費を除いた額である。2018年度におけるそのほかの保険料は、実際の基準保険料額・保険料率である。

医療・介護の1人当たり保険料・保険料率の見通し②

平成30年5月21日
2040年を見据えた社会保障の将来見通し
（議論の素材）
内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省

【経済：成長実現ケース】

	現状投影			計画ベース		
	2018年度	2025年度	2040年度	2018年度	2025年度	2040年度
医療保険						
協会けんぽ	10.0%	①10.2% ②10.5%	①11.0% ②11.8%	10.0%	①10.0% ②10.3%	①10.8% ②11.5%
健保組合	9.2%	① 9.4% ② 9.7%	①10.4% ②11.1%	9.2%	① 9.2% ② 9.5%	①10.1% ②10.9%
市町村国保 （2018年度賃金換算）	7,400円	①7,800円 ②8,000円	①7,800円 ②8,400円	7,400円	①7,600円 ②7,900円	①7,700円 ②8,200円
後期高齢者 （2018年度賃金換算）	5,800円	①6,100円 ②6,300円	①7,600円 ②8,200円	5,800円	①6,000円 ②6,200円	①7,400円 ②8,000円
介護保険						
1号保険料 （2018年度賃金換算）	約5,900円	約6,800円	約8,600円	約5,900円	約7,100円	約9,000円
2号保険料 協会けんぽ・健保組合	協会けんぽ1.57% 健保組合1.52%	1.9%	2.5%	協会けんぽ1.57% 健保組合1.52%	2.0%	2.6%
2号保険料 市町村国保 （2018年度賃金換算）	約2,800円	約3,300円	約4,200円	約2,800円	約3,500円	約4,400円

※ 医療保険の2018年度における保険料は2018年度実績見込み（協会けんぽは実際の保険料率、健保組合は健康保険組合連合会「平成30年度健保組合予算早期集計結果」より、市町村国保は予算ベースの所要保険料、後期高齢者は広域連合による見込みを基にした推計値）である。また、2025年度及び2040年度の保険料は2018年度の保険料と各制度の所要保険料の伸びから算出している。

※ 介護保険の2018年度における2号保険料の健保組合の値は、健康保険組合連合会「平成30年度健保組合予算早期集計結果」による。また、市町村国保の保険料額は、一人当たり介護納付金額の月額について、公費を除いた額である。2018年度におけるそのほかの保険料は、実際の基準保険料額・保険料率である。

健康保険組合連合会資料
「2019年度 健康保険組合予算早期集計結果と「2022年危機」に向けた見通しについて」より抜粋し一部加工

2022年度から2025年度にかけての見通し
（1人当たり医療費伸び率1.8%で推計）

人口のさらなる高齢化と現役世代の減少が進行するなか、とくに、団塊の世代が後期高齢者に到達しはじめる2022年度から、全員が後期高齢者になる2025年度にかけて、後期高齢者の医療費が急増する。これに伴い、後期高齢者支援金の急激な負担増、保険料率の大幅な上昇が危惧される。

	2022年度	2025年度
国民医療費（総人口） うち後期高齢者 前期高齢者 0～64歳等	48.8兆円 （1億2,400万人） 19.9兆円（41%）（1,900万人） 9.2兆円（19%）（1,600万人） 19.7兆円（40%）（8,900万人）	52.2兆円（1億2,300万人） 23.0兆円（44%）（2,100万人） 8.5兆円（16%）（1,400万人） 20.7兆円（40%）（8,700万人）
健保組合の法定給付費 拠出金負担額 拠出金割合	4.00兆円 3.93兆円 →49.6% ※50%以上の組合数 733組合（53%）	4.09兆円 4.17兆円 →50.5% ※50%以上の組合数 847組合（61%）
健保組合の 保険料率（経常収支均衡） （調整保険料率込）	平均9.8%→10%以上601組合（43%） →法定上限13%以上18組合（1%） （健保連推計） 協会けんぽ10.3%	平均10.4%→10%以上909組合（65%） →法定上限13%以上27組合（2%） （健保連推計） 協会けんぽ10.9%
	参考：平成30年9月13日公表・協会けんぽ収支見通し（2019～2023年度の試算）より 設定保険料率10%維持の場合（賃金伸び率ゼロ） 赤字1,500億円、準備金3.0兆円（3.7カ月分） 収支均衡保険料率10.2%	⇒ 赤字6,600億円、準備金1.6兆円（1.8カ月分） 収支均衡保険料率10.8%程度（※健保連算出）
健保組合の 被保険者1人当たり保険料	54.9万円（うち拠出金分25.3万円）	58.5万円（うち拠出金分27.5万円）

（注）2017年度決算見込み（1394組合）を起点として健保連が試算（2019年4月1日に解散した大規模健保組合分は含まない）。2019年度は予算ベース。2020年度以降は1人当たり医療費の伸びを「1.8%」とした。「1.8%」は、国の推計で採用されている伸び率〔1.9%（高度化等）、経済成長率×1/3（経済成長に応じた診療報酬改定分）、▲0.1%（薬・機器等の効率化）〕のうち、「経済成長に応じた診療報酬改定分」を除外したものである。被保険者1人当たり賃金は2019年度までは実績値（予算値を含む）を使用し、2020年度以降は伸び率ゼロとした。

医療技術の高度化に伴う高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載

○近年、医療技術の高度化に伴い、高額な医薬品や再生医療等製品が薬価収載されている。（以下の表を参照）

○これらの多くは、対象疾患が希少がんや難病など患者数が限定的であるが、オプジーボのように、効能・効果の追加により対象疾患が拡大し、医療費（薬剤費）に与えるインパクトが非常に大きくなる場合がある。

○また、米国で販売承認されたＳＭＡ（脊髄性筋萎縮症）遺伝子治療薬の「ゾルゲンスマ」（１患者当たり約2億3200万円）が、昨年11月に日本で販売承認申請されており、早ければ今年中に承認される可能性があるほか、米国で販売承認されているリンパ腫治療薬の「イエスカルタ」（１患者当たり約4,000万円）や、遺伝性網膜疾患治療薬の「ラクスターナ」（両眼１回分約9600万円）についても、日本で販売承認申請される可能性があるなど、今後も高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載が増えていくことが見込まれる。

近年薬価収載された高額な医薬品や再生医療等製品の例

（以下の表は中央社会保険医療協議会資料等に基づき作成）

医薬品名	保険収載年月	効能・効果	費用 （薬価収載時）	ピーク時 予測患者数 （薬価収載時）	ピーク時 予測販売金額 （薬価収載時）
オプジーボ点滴静注	2014年9月	非小細胞肺がん等 （収載後、対象疾患が拡大）	約3,500万円（※1） （体重60kgで1年間の場合）	470人 （2018年度新規処方患者数（推計）：約21,000人）（※2）	31億円 （2018年度販売金額：906億円）（※2）
ステミラック注	2019年2月	外傷性脊髄損傷	約1,500万円（１回分）	249人	37億円
キムリア点滴静注	2019年5月	Ｂ細胞性急性リンパ芽球性白血病等	約3,350万円 （１患者当たり）	216人	72億円
レブコビ筋注	2019年5月	アデノシンデアミナーゼ欠損症	約2億2,000万円 （体重60kgで1年間の場合）	8人	9.7億円

（※1）累次の薬価改定により、薬価収載時と比べ、価格が約76.4%引き下げられた。（100mg10mL１瓶の価格：薬価収載時＝72万9,849円、2019年8月時点＝17万2,025円）
（※2）小野薬品工業株式会社の公表資料に基づき作成。

協会けんぽの動向

単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）

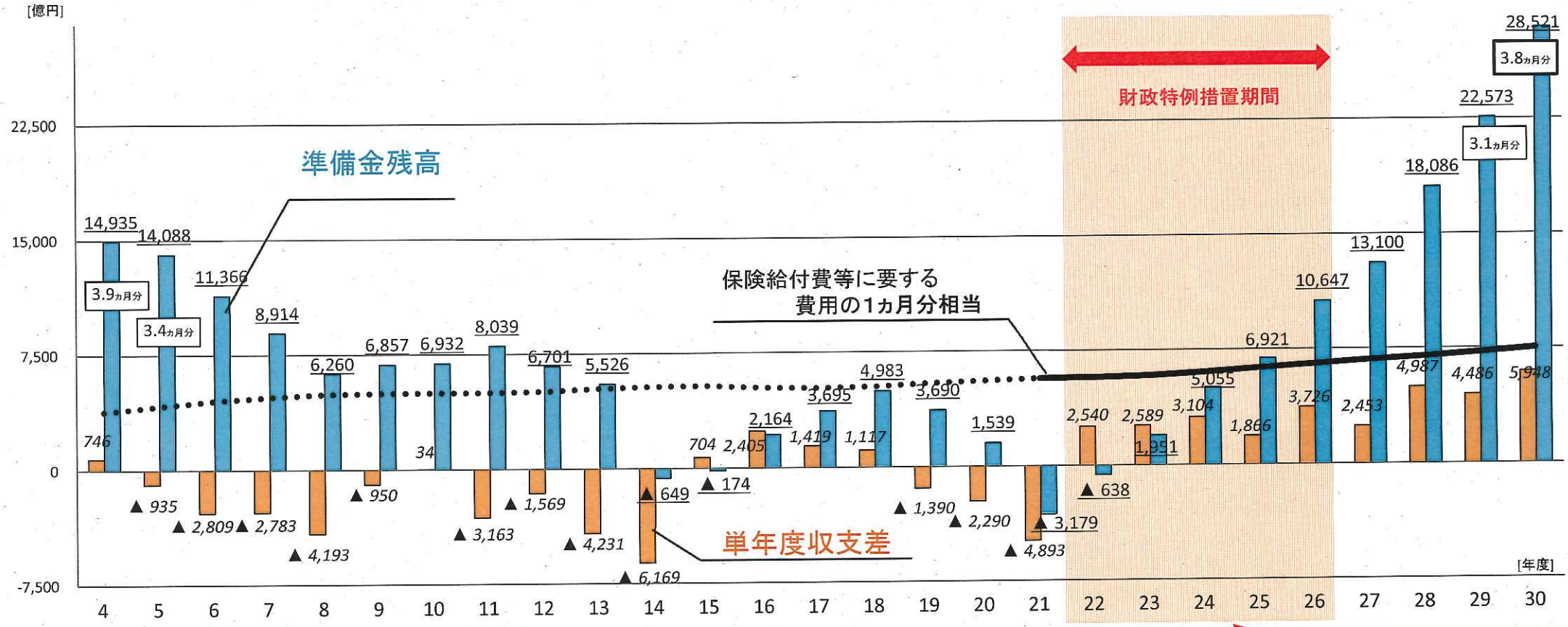

（4年度）
・国庫補助率
16.4%→13.0%

（6年度）
・食事療養費
制度の創設

（9年度）
・患者負担2割

（10年度）
診療報酬・薬価等
のマイナス改定

（12年度）
・介護保険制度導入

（15年度）
・患者負担3割、総報酬制へ移行

（14年度、16年度、18年度、20年度）
診療報酬・薬価等のマイナス改定

老人保健制度の対象
年齢引上げ（14年10月～）

（20年度）
・後期高齢者
医療制度導入

（22年度）
・国庫補助率
13.0%→16.4%

（27年度）
・国庫補助率
16.4%

（28年度、30年度）
診療報酬・薬価等
のマイナス改定

保険料率
8.4% → 8.2%（H4.4月～） → 8.5%（H9.9月～） → 8.2%（H15.4月～） → 9.34%（H22年度） → 9.50 %（H23年度） → 10.00 %（H24年度～） →

（注）1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金（法定準備金）として積み立てなければならないとされている（健康保険法160条の2）。

協会けんぽの財政構造（平成30年度決算）

○ 協会けんぽ全体の支出は約9．8兆円だが、その約4割、約3．5兆円が高齢者医療への拠出金に充てられている。

収　入　10兆3,461億円

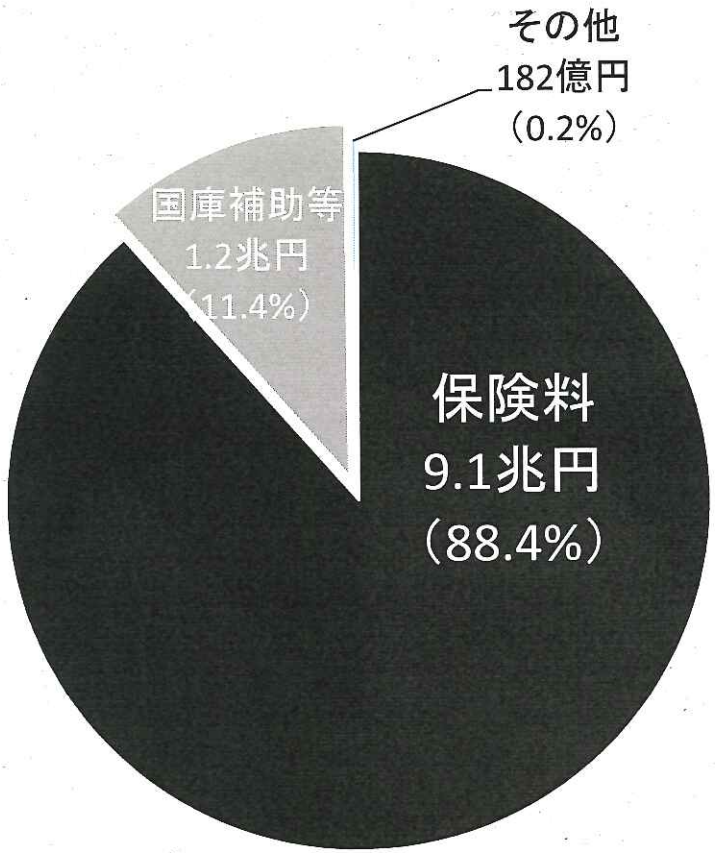

支　出　9兆7,513億円

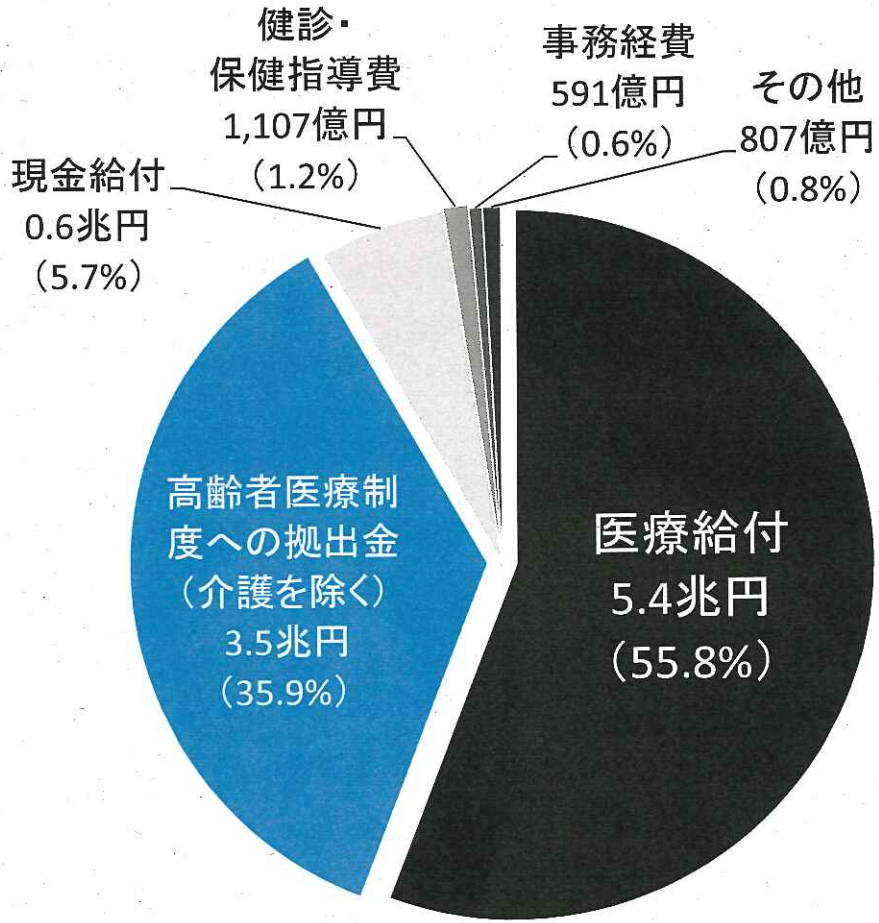

（注）端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの保険財政の傾向

●近年、医療費（1人当たり保険給付費）の伸びが賃金（1人当たり標準報酬月額）の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造

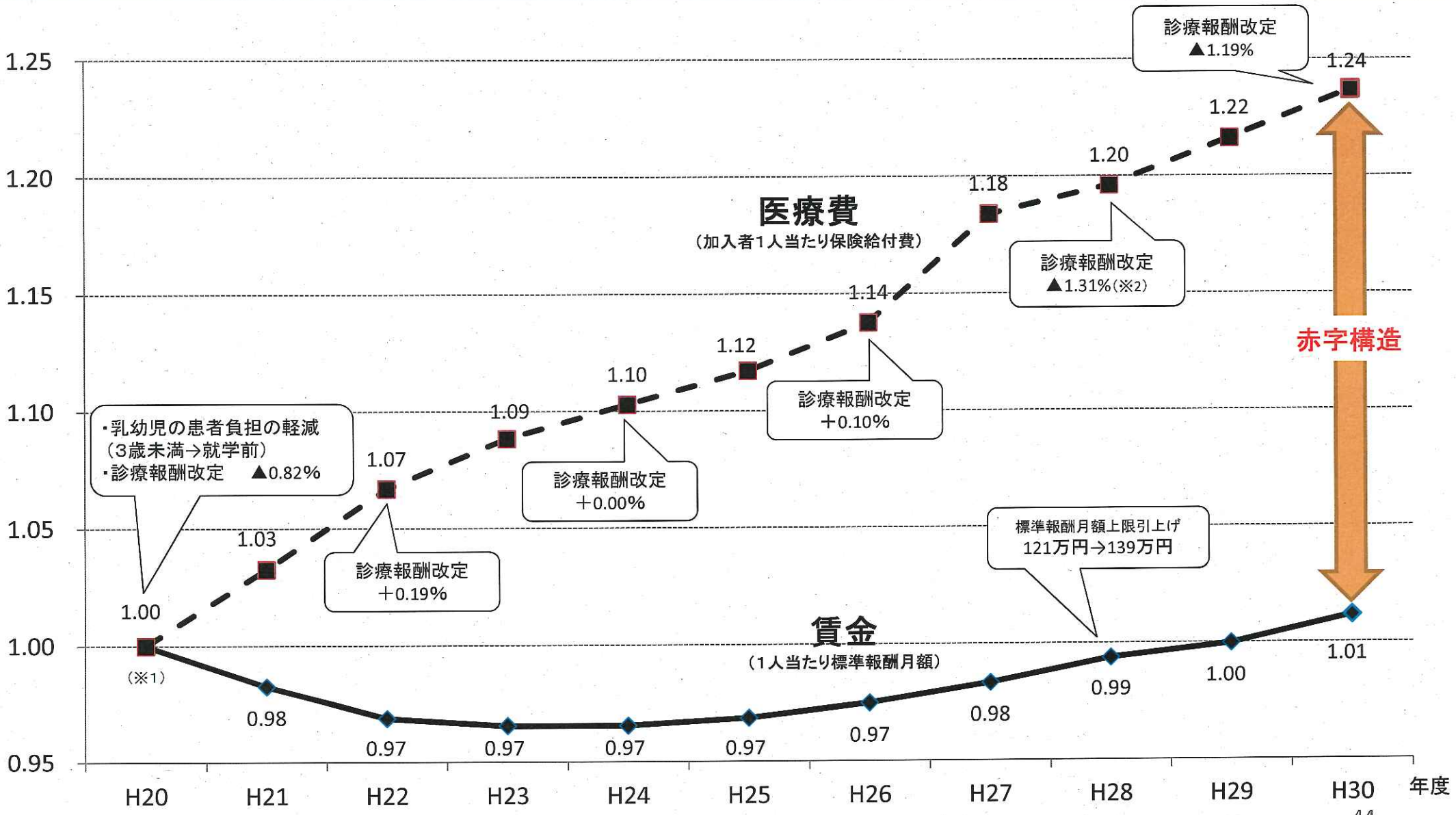

（※1）数値は平成20年度を1とした場合の指数で表示したもの。
（※2）▲1.31%は、28年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。

協会けんぽの後期高齢者支援金の推移

●近年、後期高齢者支援金は、総報酬割の拡大により一時的に伸びが抑制されていたが、今後は大幅な増加が見込まれている。

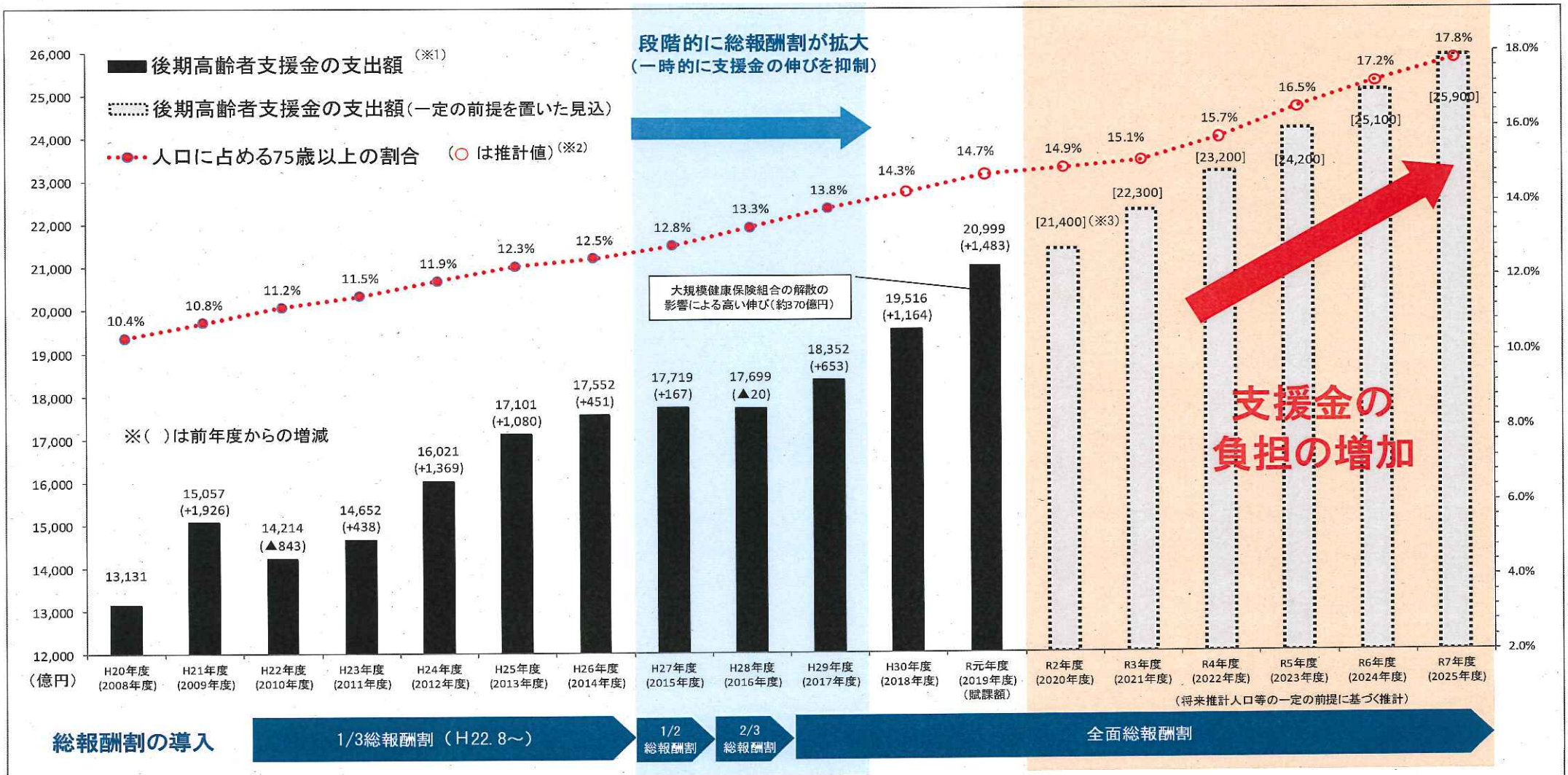

（※1）後期高齢者支援金については、当該年度の支出額（当該年度の概算分と2年度前の精算分、事務費の合計額）である。
（※2）人口に占める75歳以上の割合については、H29年度以前の実績は「高齢社会白書」（内閣府）、H30年度以降の推計値は「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所、H29年推計）による。
（※3）R2年度以降の推計値は、百億単位で記載している。

協会けんぽの事業所数・被保険者数・被扶養者数の推移（指数）

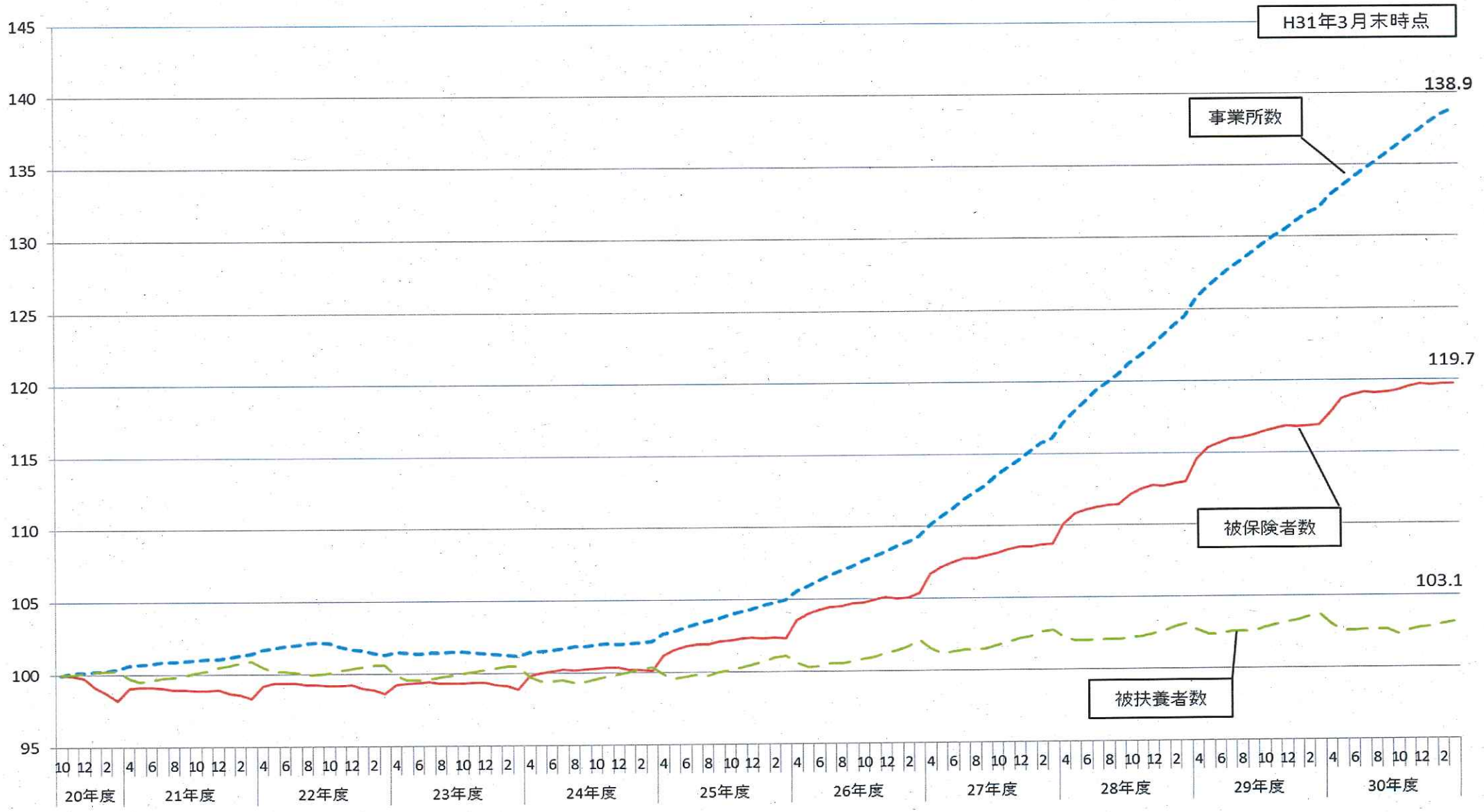

※　平成20年10月末における事業所数、被保険者数、被扶養者数をそれぞれ100とし、その後の数値を指数で示しています。

75歳未満の者の制度別加入者数及び75歳未満人口の推移

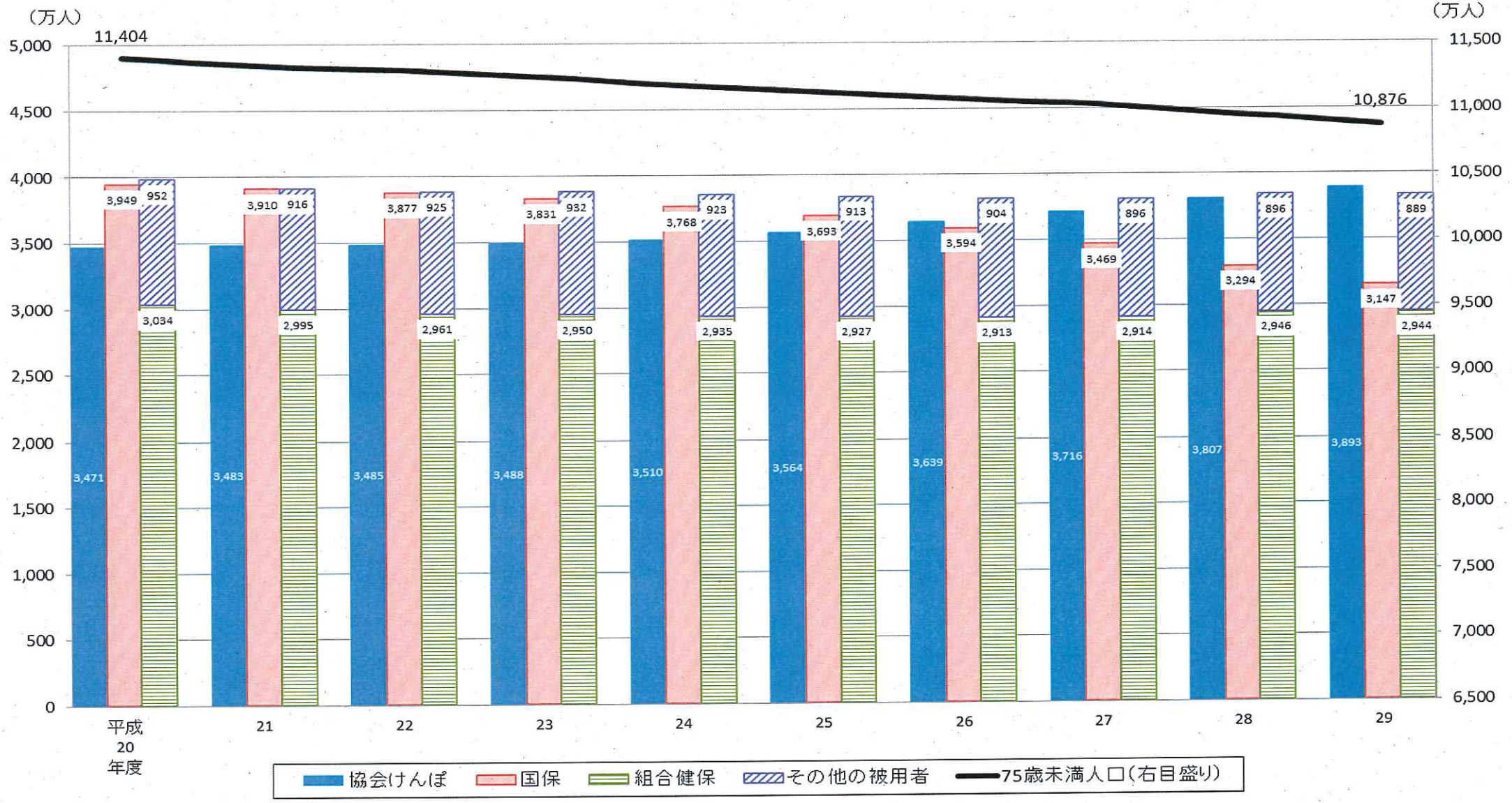

（注）1. 協会けんぽ、国保及び被用者その他は年度末現在の加入者数、75歳未満人口は翌年度4月1日現在の人口（総務省統計局「人口推計」の総人口）を表す。
2. その他の被用者は船員保険及び共済組合の合計である。ただし、共済組合は前年度末現在の数値を計上している。

対前年同月比被保険者数の伸び率の推移

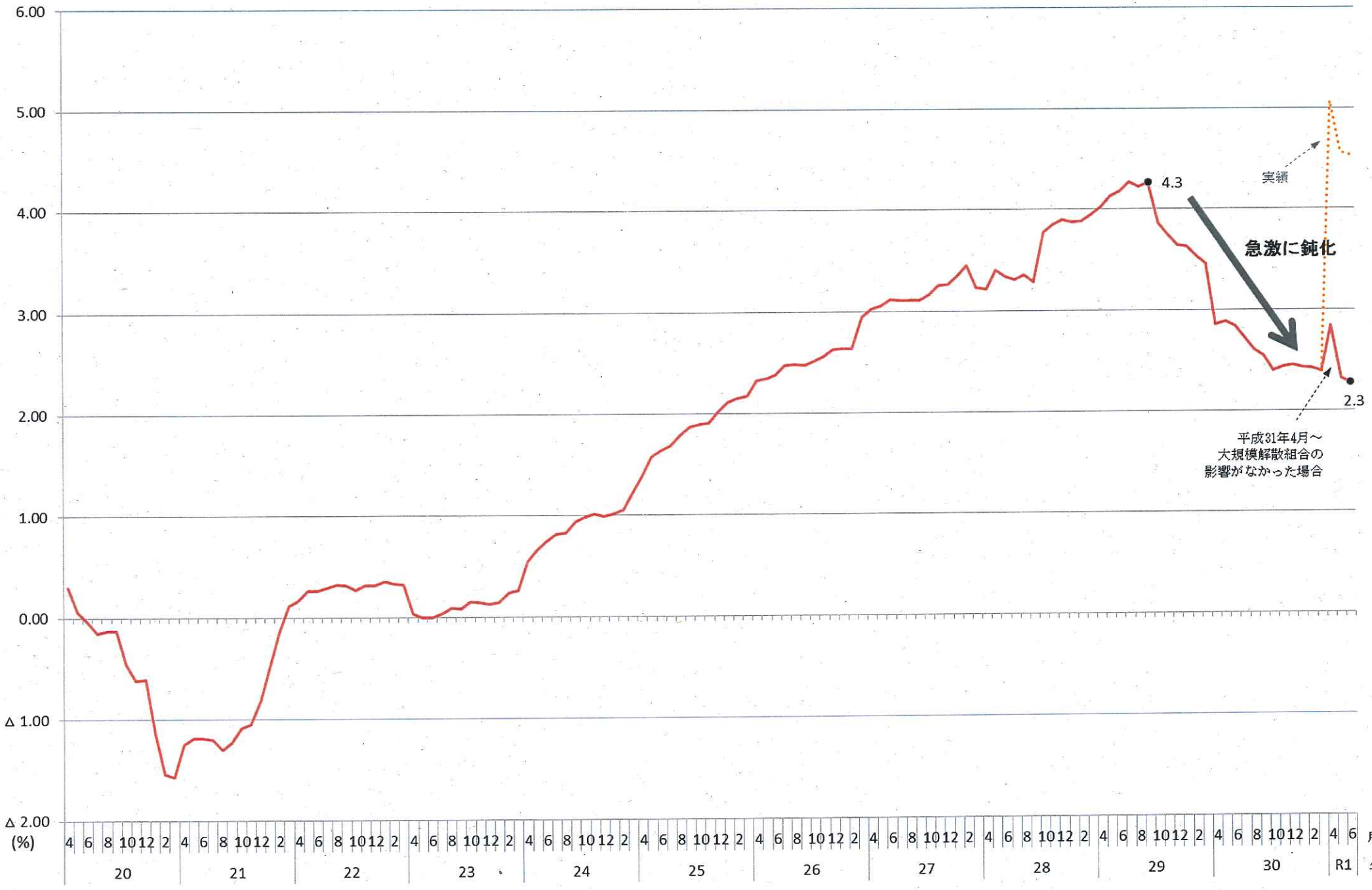

平成31年度（令和元年度）の都道府県単位保険料率

- 協会けんぽでは、年齢構成や所得の調整を行った後の「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定。
- 全国平均は10.00%であり、最高は佐賀県の10.75%、最低は新潟県の9.63%である。

北海道	10.31%	石川県	9.99%	岡山県	10.22%
青森県	9.87%	福井県	9.88%	広島県	10.00%
岩手県	9.80%	山梨県	9.90%	山口県	10.21%
宮城県	10.10%	長野県	9.69%	徳島県	10.30%
秋田県	10.14%	岐阜県	9.86%	香川県	10.31%
山形県	10.03%	静岡県	9.75%	愛媛県	10.02%
福島県	9.74%	愛知県	9.90%	高知県	10.21%
茨城県	9.84%	三重県	9.90%	福岡県	10.24%
栃木県	9.92%	滋賀県	9.87%	佐賀県	10.75%
群馬県	9.84%	京都府	10.03%	長崎県	10.24%
埼玉県	9.79%	大阪府	10.19%	熊本県	10.18%
千葉県	9.81%	兵庫県	10.14%	大分県	10.21%
東京都	9.90%	奈良県	10.07%	宮崎県	10.02%
神奈川県	9.91%	和歌山県	10.15%	鹿児島県	10.16%
新潟県	9.63%	鳥取県	10.00%	沖縄県	9.95%
富山県	9.71%	島根県	10.13%	※　全国平均では10.00%	

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

○ 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。
○ 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

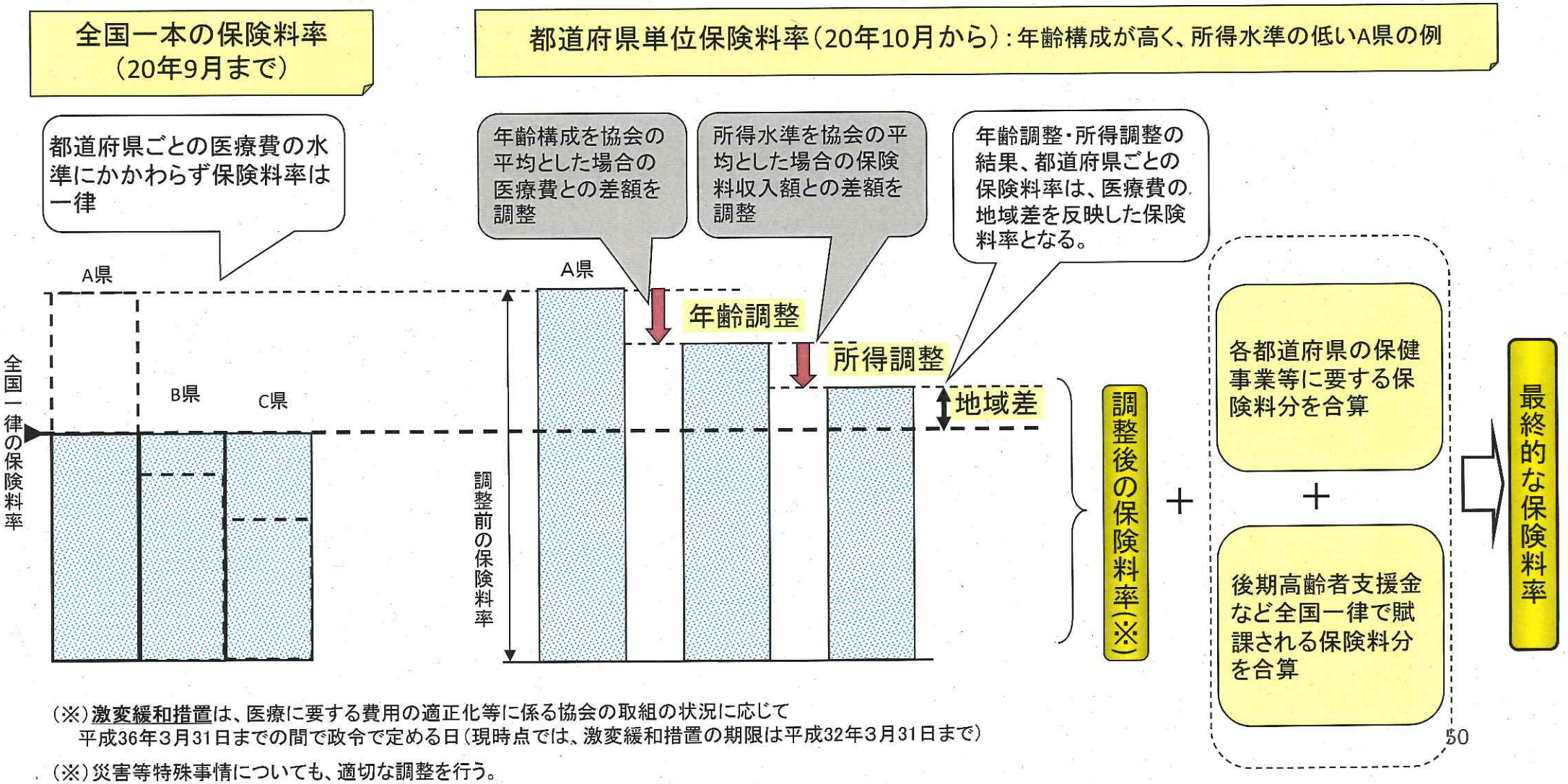

（※）激変緩和措置は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日（現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで）

（※）災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

関連する制度改正等

関連する制度改正等について

【平成27年５月】

➢ **医療保険制度改革（持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立）**

持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化等の措置を講ずる。

・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入（27年度：1/2 ⇒ 28年度：2/3 ⇒ 29年度：全面）

・協会けんぽへの国庫補助率を当分の間16.4%と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助特例減　　等

【平成28年4月】

➢ **平成28年度診療報酬改定**

・診療報酬改定率 ▲０．８４％（協会の負担（平成28年度）：880億円減）

（１）診療報酬本体 ＋０．４９％（医科 ＋０．５６％、歯科 ＋０．６１％、調剤 ＋０．１７％）

（２）薬価等

① 薬価　▲１．２２％

② 材料価格 ▲０．１１％

・７対１入院基本料の基準の見直し(「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者の割合を15%→20%)、紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入(初診：5,000円(歯科は3,000円)、再診2,500円(歯科は1,500円))、回復期リハビリテーション病棟におけるアウトカム評価の導入。

【平成28年10月】

➢ **短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大**

社会保険における格差是正や女性の就業意欲の促進等の観点から、それまで週30時間以上とされていた加入要件について、従業員501人以上の企業において、週20時間以上、月額賃金8.8万円以上といった要件に見直し

関連する制度改正等について

【平成30年4月】

➢ **平成30年度診療報酬改定**

・診療報酬改定率 ▲１．１９％ （協会の負担（平成30年度）：920億円減）

（１）診療報酬本体 ＋０．５５％ （医科 ＋０．６３％、歯科 ＋０．６９％、調剤 ＋０．１９％）

（２）薬価等

① 薬価 ▲１．６５％ ※うち、実勢価等改定 ▲１．３６％、薬価制度の抜本改革 ▲０．２９％

② 材料価格 ▲０．０９％

・入院の看護師配置等による評価から診療実績に基づく評価に見直し、外来のかかりつけ医機能を持つ診療所の初診加算（80点）の新設、紹介状なしの受診時定額負担の対象病院を拡大（500床→400床）、調剤の後発医薬品調剤体制加算（薬局）における要件の引上げ。

【令和元年５月】

➢ **医療保険制度改革（医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の成立）**

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設、被扶養者の要件の適正化等の措置を講ずる。

・オンライン資格確認の導入(マイナンバーカードによる資格確認は2021年3月開始予定。保険証による資格確認は2021年5月開始予定。)

・健康保険の被扶養者の認定において、原則として国内に居住しているという要件を導入(2020年4月1日施行)

・社会保険診療報酬支払基金の機能の強化(2020年10月1日より順次施行) 等

関連する制度改正等について

【令和元年10月】

➢ **<u>診療報酬改定</u>**

・令和元年１０月に予定されている消費税増税等に係る対応

・診療報酬改定率 ▲０．０７％ （協会の負担（平成31年度）： 50億円減）

（１）診療報酬本体 ＋０．４１％ （医科 ＋０．４８％、歯科 ＋０．５７％、調剤 ＋０．１２％）

（２）薬価等

① 薬価 ▲０．５１％ ※うち、実勢価等改定 ▲０．９３％、消費税対応分 ＋０．４２％

② 材料価格 ＋０．０３％ ※うち、実勢価等改定 ▲０．０２％、消費税対応分 ＋０．０６％

最近の社会保障関係費の伸びについて

平成31年4月23日
財政制度等審議会資料

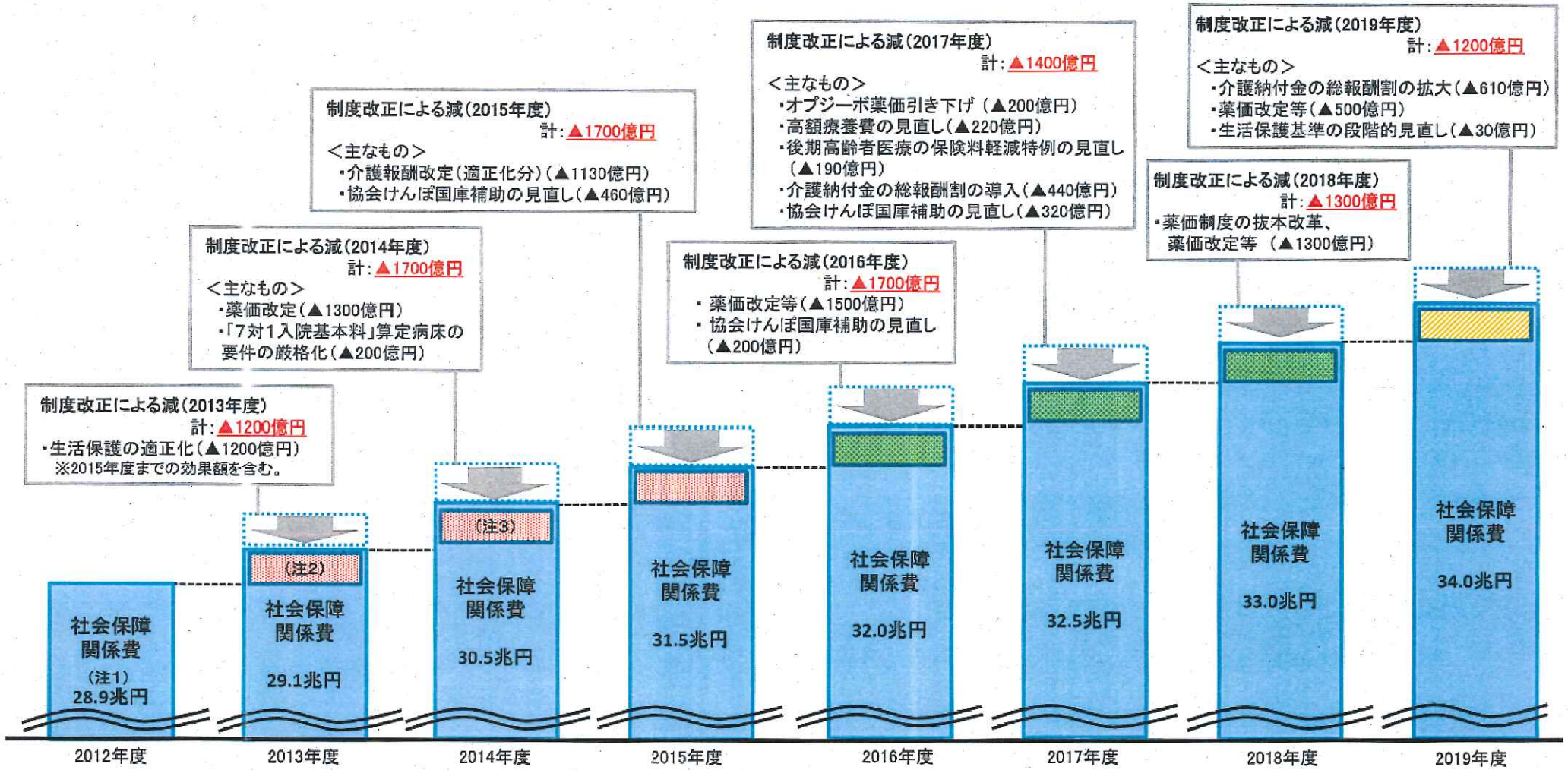

部分が、社会保障の充実等を除く2013～2015年度の実質的な伸びであり、年平均＋0.5兆円程度

部分が、2016～2018年度の実質的な伸びであり、年＋0.5兆円程度

部分が、2019年度の実質的な伸びであり、年＋0.48兆円程度

（注1）年金国庫負担2分の1ベースの予算額。
（注2）基礎年金国庫負担の受入超過による精算（▲0.3兆円）の影響を含めない。
（注3）高齢者の医療費自己負担軽減措置等に係る経費の当初予算化（＋0.4兆円）の影響を含めない。
（注4）社会保障関係費の計数には、社会保障の充実等を含む。
（注5）2019年度の社会保障関係費の計数は、臨時・特別の措置を除く。

新経済・財政再生計画と改革工程表2018のスケジュール（社会保障関係）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	～	2025年度
総論	新経済・財政再生計画（骨太）	← 10月 消費税率引上げ（予定） 構造改革期間 →	骨太2020	→		PB黒字化目標
社会保障歳出改革の枠組み		社会保障関係費については、再生計画において、2020年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続する。 2022年度以降については、団塊世代が75歳に入り始め、社会保障関係費が急増することを踏まえ、こうした高齢化要因を反映するとともに、人口減少要因、経済・物価動向、社会保障を取り巻く状況等を総合的に勘案して検討する。				

主要スケジュール

給付と負担の見直し

医療

- 所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担
- 後期高齢者の窓口負担
- 薬剤自己負担の引上げ
- 外来受診時等の定額負担の導入
- 医療費について保険給付率（保険料・公費負担）と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応
- 医療・介護における「現役並み所得」の判断基準の見直し
- 新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用など

骨太2020

- 診療報酬改定、薬価改定
- 毎年薬価改定
- 診療報酬改定、薬価改定（2022年度）

介護

- 所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担
- 介護のケアプラン作成に関する給付の在り方
- 介護の多床室室料に関する給付の在り方
- 介護の軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

- 制度改革
- 介護報酬改定
- 第8期計画開始

年金

- 年金財政検証

- 勤労者皆保険制度（被用者保険の更なる適用拡大）の実現
- 高齢者の勤労に中立的な公的年金制度を整備

- マクロ経済スライドの在り方
- 高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

多様な就労・社会参加

旧44項目の推進

＜骨太方針2018（抄）＞
全世代型社会保障制度を着実に構築していくため、総合的な議論を進め、基盤強化期間内（2019～2021年度）から順次実行に移せるよう、2020年度に、それまでの社会保障改革を中心とした進捗状況をレビューし、「経済財政運営と改革の基本方針」において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革の具体化を進める。